

令和元年

第3回定例会

会 議 録

令和元年9月11日

令和元年第3回 江差町議会定例会
(第1号)

◎ 期日及び場所

令和元年9月11日(水) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
〔議長 諸般の報告〕
日程第 3 閉会中の継続調査の申し出について
〔町長 行政報告〕
〔教育長 行政報告〕
日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 1号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第 6 認定第 1号 平成30年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7 認定第 2号 平成30年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算
の認定について
日程第 8 認定第 3号 平成30年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について
日程第 9 認定第 4号 平成30年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について
日程第10 認定第 5号 平成30年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
日程第11 認定第 6号 平成30年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳
出決算の認定について
日程第12 認定第 7号 平成30年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
日程第13 認定第 8号 平成30年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
日程第14 認定第 9号 平成30年度江差町水道事業会計決算の認定について
日程第15 議案第 1号 江差町立保育所条例の一部を改正する条例について
日程第16 議案第 2号 江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 1 7	議案第 3 号	江差町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について
日程第 1 8	議案第 4 号	江差町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 9	議案第 5 号	江差町港湾管理条例の一部を改正する条例について
日程第 2 0	議案第 6 号	江差港マリーナ施設条例の一部を改正する条例について
日程第 2 1	議案第 7 号	江差町給水条例の一部を改正する条例について
日程第 2 2	議案第 8 号	令和元年度江差町一般会計補正予算（第 3 号）について
日程第 2 3	議案第 9 号	令和元年度江差町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 2 4	議案第 1 1 号	江差町財政調整基金の処分について
日程第 2 5	議案第 1 2 号	令和元年度江差町一般会計補正予算（第 4 号）について
日程第 2 6	議案第 1 0 号	工事請負契約の一部変更について
日程第 2 7	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 2 8	同意第 1 号	教育委員会委員の任命について
日程第 2 9	同意第 2 号	教育委員会教育長の任命について
日程第 3 0	発議第 1 号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第 3 1	発議第 2 号	プラごみ対策を市町村への押し付けをやめ、ごみを出さないシステム確立を求める意見書の提出について
日程第 3 2	発議第 3 号	マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金」の実現を求める意見書の提出について
日程第 3 3	発議第 4 号	議員の派遣について
日程第 3 4	発議第 5 号	自然エネルギーに関する事務調査について
日程第 3 5	発議第 6 号	地域防災に関する事務調査について
日程第 3 6	発議第 7 号	江差町総合計画等に関する事務調査について

◎ 出席議員（12名）

議		長	打	越	東	亜	夫
副	議	長	萩	原			徹
議		員	薄	木	晴	午	
	〃		飯	田	隆	一	
	〃		室	井	正	行	
	〃		塚	本		眞	
	〃		西	海	谷	望	
	〃		小	梅	洋	子	
	〃		小	野	寺	眞	
	〃		小	林	く	に	こ
	〃		出	崎	太	郎	
	〃		大	門	和	幸	

◎ 出席説明者

町		長	照	井	誉	之	介
副	町	長	田	畑			明
教	育	長	太	田			誠
総	務	長	木	村			晃
まちづくり	推進	課長	出	崎	雄	司	
財	政	課長	齊	藤	敏	己	
税	務	長	安	田	克	臣	
町	民	課長	岸	田	礼	治	
健	康	課長	白	鳥	智	子	
産	業	課長	大	杉	則	明	
追	分	課長	尾	山		徹	
建	設	課長	岸	田	雄	治	
高	齢	課長	梅	川	年	代	
出	納	課長	岸	田	真	由	美
学	校	課長	中	川			智
社	会	課長	大	坂	敏	文	
総	務	主幹	畑		竜	哉	
まちづくり	推進	主幹	長	尾	恵	一	

(議会事務局)

局		長	清	水	直	樹
書		記	森		直	彦

開 会 10:00

※ベルが鳴る。

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただ今から、令和元年第3回江差町議会定例会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により3番、小林議員、4番、小野寺議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題と致します。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「小野寺委員長」

議長。

(議長)

「小野寺委員長」。

「小野寺委員長」

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「小野寺委員長」(報告)

議会運営委員会から、報告を致します。

当委員会は、8月26日、9月4日の2日間、委員会を開催し、委員出席のもと町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるとともに、日程及び運営について協議を致しました。

今定例会には、報告1件、認定9件、条例改正7件、補正予算3件、その他が2件、諮問が1件、同意2件、議員発議7件、一般質問は8名の通告であります。

詳細につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりでございます。なお、ここで2点、報告を致します。

まず、1点目。報告書の5、議会運営について記載しておりますが、議会の運営について、これまで定例会前に、2回の議会運営委員会を開催して、1回目の委員会で、議案等を勘案しながら定例会の日程や、会期等を決めて参りました。その際に、町長等の提案の議案項目が口頭説明でありましたが、出来る限り、文書で報告するよう、委員から理事者側に要請がありました。理事者側からは、今後、可能な限り文書で議案項目を報告する旨の回答がありました。

もう1点、報告します。委員会の中で、一般質問の60分の時間制限、質問が再質問、再再質問の3回まで、こういう取り決めについて、質疑がありました。また、他の委員からは、60分の時間制限を撤廃すべきという、意見の他に、時間制限は良しとして、3回までの回数制限を撤廃すべきなど、各種、意見が出されましたが、議論の中で、一般質問の取り扱いについては、議員全員に関わる問題でありますので、議員全員が係る中での、議論を深めて参りたいと今後考えております。

以上の協議を踏まえながら、会期を本日、11日から12日の2日間として、一般質問については、これまでと同様に、一問一答方式を採用して行うことと致しました。質問の回数は再再質問まで、答弁を含め60分の時間制限とします。質問、答弁については、一回目の質問、答弁については演壇により行い、再質問以降は、議員は同じく演壇で、理事者は自席で行うことと致します。

また、理事者においては、議員からの質問に対して、議長の許可を得て反問出来るとし、こととして、それに要する時間は60分の時間、制限時間外とすることと致します。

なお、一般質問や議案等の質疑で、感想や要望、お礼など、一般質問や質疑から外れる発言は、厳に慎むようお願い致します。

以上、議会運営委員会において協議した結果を報告致します。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日から2日間とし、一般質問については一問一答方式で行い、1回目の質問は、答弁については演台でより行い、再質問以降は、議員は同じく演台で、理事者は自席で行うことと致します。質問の回数は再再質問まで、答弁を含め60分の時間制を採用して行うこと。また理事者においては議員からの質問に対して、議長の許可を得て、反問できることとし、それに要する時間は、60分の制限時間外とすることに決定致しました。

(議長)

次に、議長からの諸般の報告を致します。

報告内容は、お手元に配付の通りでありますので、ご了承をお願い致します。

(議長)

日程第3、閉会中の継続調査の申し出を議題と致します。

各常任委員会、各特別委員会から、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配付のとおり継続調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(議長)

次に、町長及び教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可致します。

(議長)

「町長」。

「町長」 (行政報告)

おはようございます。

まず、寄付採納について、ご報告申し上げます。

始めに、令和元年6月12日、町内の事業者様より江差町の子どもたちのためにと匿名で100万円のご寄付がございました。

ご寄付の用途につきましては、中学校の楽器や運動器具購入の財源とさせていただくこととしており、本定例会に補正予算として提案しているところでございます。

次に、令和元年6月25日、江差町字本町132番地、道南うみ街信用金庫理事長、藤谷直久様より、地域住民の皆様への感謝の気持ちとして、江差産道南杉木製ベンチ、一脚のご寄贈がありました。ご寄贈頂きました木製ベンチにつきましては、昨年に引き続き、旧檜山爾志郡役所の前庭に設置しており、観光客など訪れた方々に利用して頂いております。

次に、令和元年7月25日、江差町字水堀町6番地2、株式会社ユーラス、江差風力代表取締役高瀬達秀様より、現金190万円のご寄付がございました。同社は、各発電所がある全国の自治体に、地域振興のためにと寄付を行っており、当町も平成27年度から毎年ご寄付を頂いております。ご寄付の用途につきましては、町道姥神中歌線道路照明のLED化の財源とさせて頂くこととしており、本定例会に補正予算として提案しているところでございます。

最後に、令和元年8月20日及び同月23日、函館市五稜郭町31番地3、北海道新聞函館支社、支社長二階堂敏文様より、児童の情操教育の一環として、絵本「ぶんちゃんのおぼろげ」4冊のご寄贈がありました。ご寄贈頂きました絵本につきましては、早速、保育園と幼稚園で活用させて頂いております。

以上のご寄付がありましたことをご報告申し上げますとともに、改めてご厚志に厚くお礼申し上げます、私からの行政報告を終わらせて頂きます。

(議長)

「教育長」。

「教育長」 (行政報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「教育長」（行政報告）

令和2年度、公立高等学校適正配置計画決定に伴う、北海道江差高等学校の間口について、ご報告を申し上げます。

既に、新聞などで報道されておりますが、9月3日に開催した北海道教育委員会において、令和2年度公立高等学校配置計画が決定致しました。令和元年度の間口は、3間口で生徒募集したところ、最終的な入学者が77名となり、3間口維持のために必要な生徒数81名を下回り、現1年生は、2学級編制になったところであり、このため、令和2年度の生徒募集間口数が、2間口として公立高等学校配置計画に示されることが懸念されたことから、関係町の上ノ国、厚沢部、乙部町と連携し、町長と私が代表して、4月に北海道教育委員会に出向き、道教委、佐藤教育長に対し、江差高校の3間口維持について、要望をしたところであり、今回、要望に沿い、3間口維持で生徒募集することに決定したところでございます。

今後は、江差高校関係者や各町と連携し、学校説明会や進路指導などをおして、同校の教育活動の特色や成果について、丁寧な説明を行うなど、入学者数が3間口維持出来るよう、対応して参りますのでご理解願います。

以上、報告致します。

（議長）

以上で、行政報告を終わります。

（議長）

日程第4、一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、お手元に配布のとおり、8名の議員から通告がありました。通告順に従って順次これを許可いたします。

まず、室井議員の発言を許可いたします。

室井議員。

「室井議員」

おはようございます。

まず第1問から入りたいと思います。

照井町長が北の江の島構想を唱えてからですね、私は何度もこの議場の場で質問してまいりました。しかしですね、今日に至っても全体像が見えていない。真剣勝負ですね、今日は質問させてもらいますので、答弁よろしくお願ひしたいと思います。

まずですね、最初に、基本的な確認としてですね、構想の最大目標はなんですか。そしていつまでにですね、議会や町民にですね、この構想の全体像をですね、明示するんですか。これ明らかにしてもらいたいと思います。私は、北の江の島構想にですね、賛

成の立場から、町議に出ようとしたですね、24年前から、かもめ島周辺にですね、賑わいを作らなきゃならないということは、私ずっと一貫してやってきました。そして、その事業のですね、北の江の島構想と具体的な事業が出た以上ですね、実施する場合には、こうしたらどうですかという提案を示してですね、質問してまいりました。本年3月定例会においてもですね、私の一般質問並び総務産業常任委員会の意見書の中にですね、詳細提案を申し上げておりますので、地区を含めた全体構想の提案は控えますが、地区周辺の諸課題解決策と連動した構図でなければならないと私は強く認識させるものであります。その明快な答弁を求めたいと思います。

構想から事業着手に至るまでですね、課題整理をフローチャートで示してですね、提案したのもその一つであります。

江の島構想は単に賑わい、イベントを実施するだけではないと、私は強くですね、強く認識しており、後世へ継承できるですね、歴史性を取り入れた本質的なですね、賑わい空間を作るべきと私は思っております。

その辺についてもですね、答弁を求めたいと思います。

また、江の島構想の一環としてですね、クレー重機を使用したのぼりが、その耐久度判断をどう認識されておりますか。それも併せて返事をお願いしたいと、答弁願いたいと思います。

なお、昨年度の経費はですね、決算報告書の中に37万7千円と明記されておりますので、その質問は省略させていただきます。

第1問の結びにですね、極めて重要なことだと思います。北の江の島構想が、ある程度ですね、コンクリート化されたものでないとですね、1年前倒しで行う、第6次総合計画、総合戦略、都市計画マスタープラン、立地適正化計画にですね、と私は連動できないんじゃないかと、私は非常に懸念しております。江差町からですね、それらの上位計画に対して、あの地区はこういうふうにしたいんだということをですね、明示無い総合計画なんて絶対あり得ないと、私は認識するものでありますから、答弁願いたいと思います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

室井議員からの北の江の島構想に関し、大きく5点にわたってのご質問でございます。ご質問の内容については、まとめて答弁すべきと判断した項目がございますので、あらかじめご了承ください。

初めに、1問目の、構想の最大目的といつの時期までに議会と町民に全体像を明示する考えかということと、2問目の地区周辺の諸課題解決と連動した構想でなければなら

ないといったご意見、さらには5問目の構想がある程度コンクリート化されなければ、次期総合計画や総合戦略、都市計画マスタープラン、立地適正化計画等との連動できないのでは、との趣旨のご質問であります。北の江の島構想の最大の目的は、かもめ島の景勝や史跡等の自然環境や、歴史文化、隣接する海の駅開陽丸、江差港マリーナ等、江差ならではの資源を活用し、古くて新しいまち江差を代表する観光の拠点として、町民や観光客が集う新たな交流人口の拡大による、稼ぐ力、儲ける仕組みを構築し、地域の活性化を目指すところにあります。

次に、構想の全体像を議会や町民に示す時期と、総合計画をはじめとする各種計画との連動についてでございますが、本年の第2回定例議会にて議決頂いた、江差町総合計画策定条例第6条の規定に基づき、個別あるいは分野別の各種計画との整合性を図るべく、現在調整作業を進める準備をしているところであり、これらの整理と財政協議等を踏まえ、年度内には一定の全体像を示す予定となっております。なお、本年3月の室井議員からのご提案、また昨年6月の総務産業常任委員会からの報告に記された諸課題もございまして、全体像を示す前に議会とも十分意見交換を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

次に、北の江の島構想は、単に賑わいイベントを実施するのではなく、後世へ継承される歴史性を取り入れた本質的な賑わい空間を創出することが、重要とのご指摘でございますが、本町の歴史や文化、経済の発展といった礎を築いてきたかもめ島には、本年3月議会において、室井議員から提供された資料にもあるとおり、景観、景勝は元より、現存する北前船係船柱跡や巖島神社等、様々な魅力にあふれ、町のシンボルとして、また、町民の心の拠り所として大切にしていかなければならないものと認識しており、古き良き文化や資源と新たな魅力を融合した空間となるよう努めてまいりますので、ご理解願いたいと思います。

最後に、ニシンのぼりの耐久度と経費に関してでございますが、イベント等で掲揚するのぼり旗の倍の厚さで、耐久度も高いトロマットという素材となっております。一方で、掲揚にあたっては、前日の予報で風速10メートル以上の場合は中止をする。あるいは、当日もクレーンに380キログラム以上の負荷がかかった場合等は、一時中断するなどの判断基準を設け、安全対策を行っております。

今年度の経費でございますが、北海道江差観光みらい機構へ一括委託しており、実績として5回掲揚し、総額56万3,760円となっております。

(議長)

「室井議員」。

「室井議員」

いいですか。はい。再質問させていただきます。

町長答弁の中にですね、私も1から5まで全部整合性、連携したですね、質問書書いてないので、まとめて答弁したことは、それは理解しますのでですね、それはそれでよろしい。

それですね、町長ですね、私も考えてる中でですね、答弁にもありました。要はあの周辺の歴史性を守る。ね、それと最終的にはあの開陽丸、あのまま放置しておいていいんですかと。だいぶ劣化してますよ。そういうものですね、改修費、改修をやる場合はですね、やっぱりアプローチ事業として、あの周辺の全体構造が必要なんですよ。今考えているのはたぶんですね、個別のですね、個別の改修、個別の対応しか考えてないと思うんですよ。これは全て町の負担が大きくなりますよ。せいぜいやるったら交付金事業かですね、社会資本総合整備交付金事業を使って、個別に対応していくってことしかできないと思うんですよ。私の考えっていうのはですね、要するに、地区周辺の長年のですね、課題があります。国道の急カーブ、交差点改良をどうするんですか。あのままで良いとおもってますか。それと青果市場、あのままで良いんですか。漁協の建物使ってない旧事務所、倉庫、あのままで良いんですか。それらをですね、全部ですね、踏まえたですね、大きな構想を作っていくかないとですね、国なりにできませんよ。個別な事業でできるでしょう。役場の対応で。各省に要請すればいいわけですから。こういうこと直したいです。全体像を作ってですね、江差町の財政をなるべく少なくしてですね、国のお金を、補助金を有効に使ってですね、あの周辺を整備していくというのが、私の考えなんです。だからバラバラ事業をやったら駄目なんです。まず全体像を作って下さい。その詳細は後でも良いんです。それは色々なこと、相手もおりますから、まずこういうふうなものをやりたいと全体像を作ることが、極めて大事なことだと思います。

さらにですね、平成29年の第1回定例会におけるですね、町長の町政執行方針の中で、戦略的なまちづくり推進の主要施策の一つとして、北の江の島構想の推進を話されました。それに基づいてですね、外部コンサルタントへ200万円ですね、予算を使って委託され、成果品も提出されております。あの江の島構想、どこへ行ったんですか。私に言わせれば、ぷらっと江差の改修工事じゃないですか。あれが江の島構想だという認識持ってるんですか皆さん。なぜ皆さんがね、おかしいと唱えないんですか。コンサル任せは駄目だと言ってるんですよ何度も。皆さんの方が知識あるんだよ。江差のそういう実態を良く分かって。コンサルタントに委託してもですね、町はこういう風に考えているんだと、江差町がきちっと示すべきでないんですか。あの成果品、有効に活用されているかいけないか、ちょっと答弁を願いたいと思います。

それと第6次総合計画、私アンケート調査見ました。しっかり見ましたよ。非常に厳しいこと書いてますよ。江の島構想で。時間の関係上ですね、今私は、それはしませんけど。かもめ島をですね、北の江の島構想に、かもめ島と北の江の島構想のこと、多くの記述ですよ。マルバツじゃないですよ。意見を述べてますよ。こういうものをどういう風にして利用するんですか。ただ、戸棚にしまっておくんですか。こういうことはしっかりですね、

しっかり分析して、少しでもその方向性にですね、行くというですね、考え方がなきゃ駄目でないんですか。コンサル任せでは駄目です。絶対駄目です。皆さんが連携してですね、若い係長、係、主幹、ね、課長入って、どうすると。こういう問題あるぞと。これを一つずつ解決していくという、その位の意気込みがないんですか。あったら教えてください。副町長、あなたは事務方の最高責任者だよ。まとめるのは貴方なんだよ。ちゃんと答弁して下さい。

(議長)

最初はまちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

室井議員の方から、他項目渡って質問がありまして、ちょっと私のメモの中でちょっと抜けてたらご指摘頂きたいと思います。

まず一つ目です。歴史性の伝承ということでございますが、江差の礎を築いたかもめ島、議員もご承知のとおりですね、天然の良港として、また江差の交易の中心として、経済文化の発展に大きく寄与したものと考えております。北の江の島構想は、こういった歴史的な背景をもとにですね、かもめ島を中心に往時の賑わいを彷彿させる新たな交流の拠点として、また、交通の拠点や物流の拠点として再生を図り、しいては業起こし、地域で稼ぐ儲ける仕組みをハードソフト両輪から築くことを念頭に置いているということでございます。

次に開陽丸記念館への関係ですが、これまでも議会や決算特別委員会においてですね、ご質問を受けております。現在、財団側で当時の設計にあたった株式会社ドーコンさんですね、コンタクトを取りながら、今後の修復に関する調査等について検討を行っているということを知っております。今後、財団側から示された計画をベースに、町としても協議に参画してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

それと、次ですね、国道の、国道交差点改良等についてでございます。周辺の国道の交差点改良、あるいは周辺の老朽施設等につきましては、長年の懸案課題ということでございます。そういった中で、総務産業常任委員会からも報告を受けておりまして、これらにつきましてはですね、先ほどの町長の答弁にもありますが、今年度内に一定の事業の全体像を示す予定であり、現在町が策定した構想と議会から報告された内容の整理。また、その中で意見が付されている、先ほど申し上げました老朽施設、アクセス、そういった課題あるいは南ふ頭の利活用方策、こういったものを庁内にて今現在協議しておりますので、長年の周辺の諸課題、こういった解決策につきましては、年度末に皆さんにお示ししたいと思っておりますので、今少しお時間を頂きたいと存じます。

それと、平成29年度に作成された江の島構想について、成果品はどのように使われているかということでございますが、この間、庁内の市街地活性化検討委員会等で構想を具

現化するための検討材料として活用しております。また、成果品に対する評価についてありますが、この構想は、これまで町づくり懇話会や市街地活性化検討委員会等で示された意見。また、平成25年に提案されたドーコンさんで作られたハード事業のもの、あと庁内の職員で築き上げたソフト事業、そういったものを参考にしながら構想を練り上げたものでございます。なるべく皆さんから出された意見をですね、削除することなく、まずもって限られたエリアの中に、その意見を散りばめたというのが構想でございまして、それをこれからですね、種差選択して事業実施につなげていくというものでございますので、今後基本計画あるいは実施計画の中でそういったものが整理されてくるんだろうと思っております。

それと、この成果品につきましては、実はそれぞれの事業実施にあたっての補助金のメニューもある程度整理されております。その中には、都市計画マスタープランの策定あるいは立地適正化計画、そういった策定の基ですね、こういった補助メニューがありますよというか、そういう導かれているものもございまして、今後の江の島を進めるための事務の参考にして、一助になっているということで捉えております。

それと総合計画についてどのように、今後ですね、この意見を吸い上げていくかということでございますが、総合計画につきましては基本構想、基本計画、そして実施計画といった3つの層から構成されてございまして、まずは基本計画の中に、南ふ頭の賑わいの創出あるいは北の江の島の推進といった項目が盛り込まれるのではなかろうかと思っております。これは今現在、策定審議会の委員の皆さんが議論をこれからしていく中なので、私が踏み込んだお話しはできませんが、イメージとしては、基本計画にまず構想を載せていくと、そして実施計画これが個別の計画になりますが、実施計画の中でそれぞれのアクションプランをしっかりと搭載していく。これは10年の中でどこまでやり切れるかという問題もありますが、先ほど室井議員が言いました、場面的な事業にならないようにですね、一体的な、あるいはストーリーを持ったですね、整理をしながら、この江の島の推進をしていきたいなと思っております。

以上、私のメモで記されたところで、もし抜けているものがあればですね、ご指摘願えればと思います。よろしくお願いたします。

(議長)

はい。副町長。

「副町長」

はい。全体の答弁は今担当課長から申し上げましたが、私の方からは、総合的に申しませるか、年度末までお示しをするということには、これは変わりがございませぬし、その意欲でやらなきゃないんですが、決まったものを示すということには当然なりませんので、当然来年度の予算ヒアリングの時期の前後を含めて、最低でも2回位全員協議会の場にな

ろうかと思いますが、キャッチボールをさせて頂きたい。そういう形で担当課長を通じながら全課に周知をして、この作業を進めていきたいと、これが一つでございます。

それから、一番、まあ、室井議員の懸念されてる前の部分から、ピンポイントでバラバラでやってる部分。これは確かにおっしゃる点、反省する部分がございますけども、改めて私もその賑わいの周辺だけではなくて、入口の部分からのトータルのもの。それで、来年度、来年の年度末までに示す部分が全て100%盛り込むことは中々難しさもあるわけですが、例えば道路改良に絡めた分でどう保障されるのかということも含めてのご意見だろうと思いますんで、社文なり室井議員の提案した部分も、それからコンサルにかけてこれが良いだろうなというものも当然ありますけども、それらも入れながら、役場の全課の課長、主幹、それから係長も含めた中で、市街地活性化の部分の議論をです、とにかく一生懸命やらせていただきます。以上でございます。

(議長)

いいですか。はい室井議員。

「室井議員」

あのね、こういうことなんだよ。副町長ね、頭のがじっとね認識しなきゃ駄目だ。ね。私が言うのは、ね、この国道からかもめ島まで含めたね、そこをどう歴史性を活かして、ね、そして色んな賑わいも良いですよ。どう活用するがという全体像を作ってね、それをね、国なりに要請するようなね、ね、そういうものを作ってほしいんだということ、言ってるんですよ。それがね、個別のですね、小さいね、改修だとかなんとか営繕みたいなことを、今やらなくても良いということは、私は前の議会でも言ってますよ。全体像を作ることが大事なんだと。こういう風にしたいんだと。そのためにはですね、若い職員でも係長でも主幹でも良い、ね。町長のあまり顔をね、助役の顔を見るような、そういう人方入れないで、ざっくばらんにね話してね、どうすると、あそこを賑やかするにはどうしたらいいんだっていうようなね、ことを取り組んでもらいたいと思いますよ。

それと、出崎課長。答弁苦労していると思う。ね。私ね、これあなたに初めて言いますが、いいですか。私、開発建設部に行ってきましたよ。南ふ頭、荷捌き用地、ね。1万ヘーベ。この評価額1,300万ですね。なんて言いました、ね、公共の用地だから、民間が行ってあそこで売店やって商売することはできませんけれども、ね、町でこういうふうにするんだと、いう構想があれば良いですねと。私は更に町の財政を考えてですね、いや、全部要らないよと。少しでもね、安く売ってくれないかと。坪4,500円ですよ。ここに書いてますよ、資料で。何も私が鑑定したわけでもないですから。そういうことを含めてね、全体をね、考える。本当に青果市場をどうするんだ。あの倉庫をどうするんだ。そういうことを考えるために、魅力あるですね、よその町に、いいですか。負けないうためには、あの国道のカーブからですね、アネロイド気圧計、折居社を含めたあの周辺からで

すね、かもめ島に行くことが非常に全体構想を考えるってことが、私は国に要請する場合、もの凄く有利だと私考えてますよ。これ担当次長さん、なんて言いました。私もかもめ島に何度か行ってきましたと。北前船の係船柱の跡がありますねって言ってるんですよ。役場、町からですね、国なり道なりに要請する、要請するものが無い。言葉しかない。これじゃ絶対進まないんだ。副町長そう肝に銘じて予算をいっぱいかける必要ない。今3月までと言いましたよね。これとんでもない話ですよ。3月までにマスタープラン、総合計画できるのにですね、なぜ江差町がここをこういうふうにしてくれって要請、そっちの方が先じゃないんですか。3月までにやるったら手遅れですよ。12月議会位までに、こういうふうな構想を持って、コンサルにこういうふうに要望したいと、要望しますという、そういう方法でなかったら具体的に動かないんじゃないんですか。私は懸念してますけどその辺の見解について、答弁願いたいと思います。

(議長)

はい、副町長。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

はい、まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

室井議員の方から少しスピード感をもってというお話も今ございました。先ほど私も答弁しましたが、今皆さんに、平成28年に作られた江の島構想というのは、マリーナアイディアの方で一定の整理をしていくということ。そして、昨年6月、総務産業常任委員会から報告を受けたものは、南ふ頭を一体的に使って、また国道からのアクセスを整備してということで、昨年の議会の中でもここが町と議会の報告を乖離している部分ですよということは、私の方からも答弁させていただいております。今、先ほど私がお話ししたのは、そういった乖離している部分の交通整理というんですかね、それを今庁内の方で行っているということが一つでございます。

それと市街地活性化委員会の中でも、このまま南ふ頭用地を何も使わなくても良いのかという議論も一方でされておりますので、その辺はですね、少し私どもも内部で整理をさせていただいて、先ほど副町長がご答弁した通り、一定のペースって言うんですかね、方向性が出た段階で、議会の皆さんともですね、少しご協議をさせていただきたいと思えます。

いずれにいたしましても、今年度末には一定の全体像を示しながら、その全体像、そう

いう絵に沿ってですね、今この場所が先行して着手しましたよ、こちらはこういった意味で少し協議してますよとか、そういった見える形、可視化って言うんですかね、そういうものをちょっと作り上げていきなないなと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

室井議員 2 番目の質問から。

「室井議員」

宿泊施設について質問したいと思います。

今定例会に追加議案として提案されたまちづくり推進交付金制度を利用し、一般会計、財政調整基金の総額約 2.3 パーセントにあたる 5,814 万円が予算計上されております。私はまちづくり推進交付金制度については、やる気のある既存事業者や今日の停滞している江差町の社会経済環境を少しでも向上させたいと願うですね、行政のそういう考え方については、私は理解し賛成の立場からですね、具体的に質問に入りたいと思います。

まずですね、既存旅館を含めた宿泊事業者は様々な困難を乗り越え、今日までですね、種々努力し営業を継続しておりますが、このような事業者に対する江差町の支援策とは一体なんなんですか。片方では、ほしい、整備された宿泊施設が欲しい。新しいところが来てくれればいい。今のまんまじゃ駄目だと言いながらですね、事業者を守り、継続できるそういう環境整備をどうして図るのか。行政の最大課題の、私は一つであると認識しております。産業振興課所管の宿泊施設改修補助として、平成 27 年度から 3 か年間継続し、総事業費の約 44 パーセントにあたる 1,457 万が交付金事業として支出されております。しかし、3 か年でこの補助を打ち切りしたのは何故なんですか。既存業者からもう要らない、改修する場所が無い、不要である等の申し入れがあったのかないのか。ここはきちっと答弁して下さい。今後また、今後検討すべき課題だなという認識があれば、その考えについても伺いたいと思います。宿泊施設の整備、拡充に対する町民要望、多くあることは私も十分認識しております。しかしですね、今、懸命に頑張ってますね、長年営業を続けてこられた、そういう既存の事業者がですね、経営困難に至るような環境づくりにですね、町民の多大な税金を投入した事業はですね、私は行うべきではないと、私は考えます。私は、新たな宿泊事業者の設立を絶対駄目だとは言いません。しかしですね、既存宿泊事業者との話し合い。両者の合意形成、協同経営、協同支出などの既存事業者優先制度を確立したうえで、そういう制度を検討に入るべきだと思いますが、明確に答弁を願いたいと思います。ここは明確にして下さい。

(議長)

はい、町長。

「町長」

室井議員の2問目にお答えいたします。

既存宿泊施設を経営される事業者に対する支援策についてのご質問でございますが、江差町を訪れる観光客数は平成10年で54万人に対し、平成30年は28万人と、この20年間で5割程度減少しております。また、宿泊客数も同様に大きく減少傾向にあります。この間、多くの宿泊事業者が宿を閉めるなどをした結果、現在民間が経営する宿泊キャパ数は8事業者で275人となっている状況にあります。観光スタイルの変革や既存宿泊施設の老朽化に加え、経営者の高齢化等、既存宿泊施設の経営者が多くの課題を抱え今に至っているものと、町としては推察するものであります。

町といたしましては、これらの現状を踏まえ、また平成28年3月に開業した北海道新幹線開業による観光誘客による観光関連産業の振興を図るべく、江差町宿泊施設改修支援事業を実施することといたしました。実施にあたっては、町内に宿泊された方々からの意見や宿泊施設経営事業者の施設改修ニーズ等を調査したところ、その当時事業費で総額2千万円程度の改修要望が出されました。平成27年度から3年間において、既存の民間宿泊施設を対象とし、客室やトイレ、浴槽の改修から照明、エアコン、Wi-Fi機器の設置等、施設の改修、新設に対する助成を、助成事業を実施いたしました。初年度は宿泊客が直接接する施設の改修に限り実施いたしましたが、宿泊事業者からの要望により、2年目以降はインバウンド対策、バリアフリー改修並びに外壁や屋根等の外観の改修等の補助対象施設を拡大し実施いたしました。3年目の実施にあたり改修要望の聞き取り調査を行なったところ、要望が少なくなったことや、本事業の活用事業者が概ね一巡したこと。また、当初の事業要望額の2千万円を達成できたこと等から、3年目の事業実施を最後とする旨を各事業者にもお伝えしたうえで、事業申請をして頂きました。結果的に3年間で8事業者から15件の応募があり、対象事業費3,300万円に対し、1,457万円を助成したものでございます。

一方、厳しい経営環境に置かれているのは、宿泊事業者ばかりではなく、商店街の小売店や飲食店等、多くの小規模商工事業者の方々が、厳しい環境に置かれているものと考えております。これらの町内企業の経営を少しでも改善し、江差町全体の経済の循環を図るためにも、外貨を稼ぐ仕組み作りが急がれるところです。その大切な取り組みとして、通過型観光から宿泊型観光への転換を目指し、より多くのお金を落とすようにすることが必要であると考えています。既存宿泊施設も新たに経営に参画される施設も含め、江差町内の宿泊客数全体の底上げを図るため、観光担当課と一緒に宿泊事業者との話し合いの場を設け、具体的な要望や意見を吸い上げ、関係機関とも協議のうえ観光客誘致や新たな支援策について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

最後にまちづくり推進交付金、とりわけ宿泊施設整備促進事業に関するご質問ござい

ますが、議員ご承知のとおり、本交付金は江差町まち、ひと、しごと創生総合戦略を加速、進化させることを目的に、平成28年度に創設したものであり、町外からの宿泊施設の誘致といった視点と、町内事業者への新たなチャレンジを生み出す視点をもとに制度設計されておりますが、本年度末をもって第1期の総合戦略が終了することから、町といたしましても本交付金の今後の有り方について検討することとしておりますので、その過程において、種々議論を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

今後ね、検討するということですね、私は本当に検討してもらいたい。それは、覚えておいて。ね。今頑張ってる、やってる人方って何十年もやってきているそういう事業者。それは小売店もそうですよ。みんなそうですよ。やってきている人方ね、なかなかね遠慮してね、ね、町のことも考えながらね、そんなに多く改修したくてもね、私は要請ができない、そういう傾向が私は、全部とは言いませんよ。あるんですよ。そういうことをやっぱり認識しないと、町民との間の距離、縮まりませんよ。そこちゃんと理解してもらいたいですよ。非常にそこは厳しく見てるよ町民は。ね。私は財政調整基金、あとの質問、23分しかない。言いますけど。財調を取り崩すなどは私は言ってません。でも2.3パーセントでしょ、一般財調の、ね。5,814万というのは。そういうことを今後やっていくということは、いろんなね、平等に、平等にやってもらいたいということなんです。皆さんはね、そういう事業者と本当に腹割って話しをしたことありますか。役場の課長さん、係長さん、そういう立場で話をしたら駄目なんです。休む時間もなくて、ね、頑張ってる朝早く4時3時起きて、頑張ってるそういう人方をね、やっぱり少しでもね、支える。これ宿泊施設だけじゃなくて、そういう気持ちね、行政になかったら、町民と行政の間、縮まりませんよ。そういう不平不満があると私は認識しておりますので、ね。田畑副町長さん、あのね、ざっくばらんに言う。やっぱり町民の中に入って行って、いいですか、入って行って、役場の課長さんじゃなくてもいい。私は江差町の住民の田畑明です。そういうふうに入って行って、やっぱりね、全部全部やってけれということはない。でもそういう声を少しでもね、吸い上げる、そういう姿勢をきちっと持ってもらいたい。ということをお願いしたいと思いますけれども。これは再質問これで終わりますので、終わりますので、そこだけは答弁きちっとして下さい。

(議長)

はい、副町長。

(副町長)

今室井議員から、既存事業者が3年間で終わった部分は今町長が答弁した、そういう経過をきちっと踏まえて、段取り踏んでやってきたと、これがまず一つ。

で、ま、少しま、これ簡宿の関係も含めて、宿泊事業者と町長、私も関係課長も2度、色々接触をしたわけですが、一つには、今までは組合もまとまりのない状況もあったのも事実であります。私からも、町長からも、町は町で支援をしていきますよ。ね。観光客のために連れてくる、そういう手段。ただ、観光客でない工事従事者の宿泊も多い、そういった状況も把握したうえで申し上げておりますが、やはり事業者も汗をかいて、きちっとやっぱり町の中の経済に貢献することを考えてほしいということ、直にやり取りをしました。最後に町長が今回の室井議員の答弁に言ったとおり、これを機会にいわば観光の所管と商工、いわば宿泊事業者との意見交換、やはりきちっとした状況の中で、お互いにできる範囲での、この街中にどうやって宿泊者を多く泊めるか。それからオフシーズンを特に、冬の間どういう工夫をしたら泊めれるかとか、こういったところもですね、やっていきたいというのが、照井町政が今回答弁申し上げた状況でございますので、そういったことをしっかりと今答弁した内容で進めていきたいと、このように思っています。はい。

(議長)

いいですか。はい。

「室井議員」

いいですか。3問目に入って。

(議長)

はい、3問目。

「室井議員」

まあこれもですね、要するに町民のですね、感覚とズレはあってはならないという考えに基づいてですね、3問目を質問したいと思います。

北海道江差観光みらい機構の運営支援について質問したいと思います。平成31年度予算において、同機構への町の補助金は、ふらっと江差への運営補助6百万円と合わせて3,276万円であります。支出の部では、人件費がですね、2,999万円、これ不思議でしょうがない数字なんです、が、町補助金の約、人件費がですね、91.5パーセントが人件費補助であります。今町長もね、小売店、旅館だけでない、宿泊施設だけでないって言いましたとおり、町内の小規模事業者はですね、事業を継続する。設備を更新したい。備品も購入したいという、そういう前向きな姿勢がありながらもですよ。それらに対応すべき人件費の負担が大きく重荷になってですね、家族で必死に頑張っている姿ってのを見

てますか。見えますか。奥さんが食堂で一所懸命料理を作って、体の調子が悪くて、旦那さんが配達専門やって、でも奥さんが病気になって、営業できてないんですよ。そういう実態ってのは、課長さん方みんな分かってるのかい。もう少しね、距離を縮めなさい。距離を。実態を見なさい。今江差がどんな、どうなっているのか。今頑張ってる人に一生懸命ね、温かい気持ちを差し伸べてやらなかったらね、駄目だと思いますよ。その先何があるんですか。今頑張ってる、なんとか経営続けてくれ。商売やってくれ。そういう気持ちを持ってもらいたいと思いますよ。民間の事業者にとってはですね、人件費補助というのは、最大の有利制度なんです。多額の税金を投入した事業でですね、そういう民間個人の経営店舗を圧迫するようなことはですね、私は議員として認めませんよ。何度も質問してまいりますよ、このことに関しては。そのことを肝にちゃんと銘じてもらいたいと思います。さらにですね、この機構、3,270万補助金です。例えば、こういう考えはないと思いますけど、売れても売れなくても、また観光客が来ても来なくても、固定収入が得られるというようなですね、他人任せ、殿様商売は絶対あってはなりません。この機構、累積赤字が発生した場合、誰が責任を取るんですか。累積赤字が発生した場合、誰が責任取るんですか。そこをちゃんと認識してもらいたい。次年度以降ですね、このみらい機構のですね、今年度まだ途中ですから、それは8月時点で大体どういうふうになってますというのでよろしいですから、数字はいいです。来年度以降、こういう事業をやってですね、ここを基にして、かもめ島を中心としてね、江差町は考えていくんだというような、もしそういう強いですね、考え方があったら答弁願いたいと思います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

室井議員からの3問目、北海道江差観光みらい機構運営支援に対するご質問にお答えいたします。

機構への支援として補助金並びに人件費に関して、議員が先ほど述べられたとおりで相違ございません。また、私自身、5年間この職について、街中を歩いて見えてくるのは、町内事業者の皆様が厳しい経営環境の中で、必死にご商売をされているということでございます。そういった前提でまた個人経営店舗を圧迫する事業は慎むべきとのご指摘でありますので、機構の3つの柱となっています事業のうち、アンテナショップぷらっと江差の運営について、ご答弁を申し上げます。

多額の補助金を投入して個人経営店舗を圧迫する事業を慎むべきという点に加え、経営戦略を持ちながらの店舗運営をとというご指摘でございました。ぷらっと江差の目指す経営は、江差町内に人、物、金の流れを生み出し、地域の稼ぐ力を引き出す主体となることとでございます。販売品の大半は町内の生産者や事業者でありますし、こういった皆様にお声

掛けをしながら新たな特産品の開発もサポートする中で、町民の皆様が外貨を稼げるような仕組みを増やしていきながら、少しずつではありますが、観光で町民が経済的に潤うためのハブとなる展開をしてみたいと考えております。

飲食部門に関しましては、利用する材料を可能な限り江差の個人や企業の生産品や加工品、また特色ある店舗とするため、日本遺産や日本でもっとも美しい村連合各地の特産品等、ぷらっと江差で提供する意義、ストーリーを明確にするよう指示しておりますし、観光客のニーズに応えるよう4時までとしているところでございます。

いずれにいたしましても、差別や特色を打ち出しており、民間個人経営の皆様を圧迫する運営は考えておりませんし、店舗運営従事者に対しましても接客対応をはじめ、新たな商品開発に一層取り組むよう指導してまいります。

最後に現在の経営状況と次年度の事業計画についてのご質問がございました。8月末時点の販売実績ですが、4月から8月末までの5か月間を前年度と比較すると、金額で246万円、比率で16.3パーセントの増となっております。また、次年度以降の事業計画の概要についてでございますが、中長期での数字的なものは現時点ではございませんけれども、理想といたしましては先ほど示したとおり、町民が観光で潤いながらも、一方で独自商品の開発等を進めながら店舗の運営に関しましては、補助金の投入を年々減少できる経営を目指してまいりたいと考えております。

(議長)

室井議員、4番目の質問です。

「室井議員」

いや、再質問です。

(議長)

再質問、はい。

「室井議員」

時間ないからすぐ入ります。

(議長)

時間13分。

「室井議員」

町長ね。実際にぷらっと江差、私はね、あそこのね、経営はどうこうってね、人がどうこうっていう問題もありますけれども。やっぱりね、アクセスが悪い。中途半端。あのま

ま続けたって駄目ですよ。誰が行くんですか。お買い物したい、高齢者が行けますか、あそこまで歩いて。帰りはね、荷物をね、買い物した荷物を背負ってくるんですよ。バスありますか。場所が悪いんですよ。もっとですね、交通の事を考えながら、私はですね、今の南ふ頭に道の駅ね、持ってくる。何もね、日本一小さいって自慢することはない。日本一ユニークな道の駅を作れば良いんじゃないんですか。あの歴史を利用して、何故そういう発想になれないんですか。検討して下さい。今の道の駅海が見える。あそこに入らなくても海が見えますよ。そういうことでない。あそこの江差のかもめ島の歴史性を利用した、日本一ユニークな道の駅作るべきと私は考えますけど。これは今答弁すぐ作りますってできないと思いますけど。思いがあったらですね、あればですね答弁して下さい。無かったらいいです。

(議長)

はい、町長。

「町長」

今ぶらっと江差、あるいは観光みらい機構に関しまして、またそれに付随してですね、アクセスの問題、あるいはですね、町民が来やすい立地の問題。また、道の駅の機能、道の駅をそこに設置したらというようなご質問の趣旨だったかというふうに認識しております。まさに先ほど室井議員からの1問目のご質問にお答えしてはいますが、今、あそこの道の駅、失礼しました、海の駅開陽丸周辺、かもめ島周辺の賑わいをどうやって作っていくかというような計画を立てている段階でございます。その中途の段階で今ぶらっと江差の経営をしているという難しさがあるというのをご理解頂ければと思います。先ほどの1問目のご質問で、ちょっと答弁には立ちませんでしたけれども、思いは私は政治家として、町長として、この北の江の島構想実現できなければ、私が町長やってる意味はないと思っております。そういう意味からしても、全体像をしっかりと私が胸を張って、町民の皆様、議会の皆様、そして観光客の皆様に魅力ある地域、魅力ある拠点だということを胸張って言える段階にないというふうに判断しているので、まだ少し時間がかかっているということを理解して頂きたいなと思っております。このぶらっと江差も賑わいを少しずつ作りながら、ゆくゆくは最終的には、そのかもめ島周辺の賑わいの拠点の中心となり得る、そういう拠点にして行きたいと考えております。ぜひですね、今その過程の段階にあるということをご理解いただいてですね、しっかりと北の江の島構想を、私の政治課題の大きな一つとして進めてまいりたいと考えておりますので、議員のご理解を願いたいと思います。

「室井議員」

議長いいですか。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

町長、私も政治家ですよ。議員政治家じゃないんですか。政治家ですよ。私24年間やってきましたよ。町長は5年でしょう。政治家というのはね、トップというのはね、早く決めれば良いんですよ。やると。部下を信用してね、お前こういうことやれ、ね、俺はこういうふうに行くんだと。それだけでいいんですよ。私はそう思いますよ。時間が9分しかないもんですね、町長ね、私はそういうことを含めて、議長第4問に入ってよろしいですか。時間が無いので。

(議長)

はい、第4問目。

「室井議員」

それで町長ですね、私は色んな事を分かって、知ってる。ある程度知って、財政の事を考えなきゃね、駄目ですよ。財政のことをね。それは、町の今ね、で、限度があるんです。そういう意味から私は財政の中長期計画どうなんだろうと。これから先どうなるんだろうということを知りたいんです。ね。質問したいと思います。

それで30年度決算、決算委員会これからありますけど、実質公債費比率16.7パーセント、報告されております。インフラの整備、ね、生活関連事業や色んな国の政策によってですね、町の支出が増えることは私は十分理解いたします。しかしですね、実質公債費比率は単年度のみで評価されるんでなくて、3年間でどうなのかというのが実質公債費比率だと思いますね。今江差町、全道のワースト6位、イエローカードまであと1.3パーセントでしょう。いいですか。イエローカードまであと、18パーセントまで1.3パーセント、全道で財政が後ろから、最悪6位なんですよ。でもね、私はそういう中でね、いかに事業、国の制度、道の制度、いろんな制度を取り入れて、江差町を活性化にするのが政治家じゃないんですか。あるお金使ってやるんだったら誰でもできるんだ。そういう事業をね、持ってくる。国に要請に行く。そういうね、パワーがなかったら政治家じゃないんじゃないんですか。私はそういうふうに思いますよ。町長はいつか私にですね、こういうふうに答弁しました。私は貯金いっぱい無くても良いと、だけど借金あまり増やしたくないだと。私同感です。町長、同感ですよ。その姿勢をやってください。ただし、一つ欠けてるところ。そういう国の補助金をいっぱい、ガバガバ持ってくるっていう、考え方が全然ない。そこはね、きちんとやってもらいたい。そうでないですか、ある補助金だけ持ってくるんだら誰でも持ってくる。新たな構想を作って、新たな補助金を持ってくるというのが政治家なんですよ。そこちゃんと答弁して下さい。

(議長)

町長。

(町長)

室井議員の4問目、財政運営の中長期の展望に関するご質問にお答えいたします。

財政の健全化の度合いを示す健全化判断比率の一つであります実質公債費比率ですが、平成30年度決算の比率は16.7パーセントとなり、前年度より1.2パーセントの上昇となっております。また、道内市町村における順位ですが、平成30年度決算の道内の比率の状況がまだ公表されておられませんので、平成29年度決算の順位になりますが、道内ワースト6位となっております。しかし、順位もさることながら、やはり16パーセント代と高い水準にあることが、財政的に問題であり、全道179市町村の平均が7.3パーセントであることを鑑みると、相当高い比率であることは事実であり、それだけ公債費が財政を圧迫していることを表していることとさせていただきます。そのような中、財政状況を踏まえた中で、ご答弁申し上げたいと思いますが、まず財政の現状と中長期的財政運営のあり方を策定し、町民にわかりやすく説明をする必要があるのではないかとのご質問でございますけれども、現在においても予算決算の状況や、健全化判断比率を町広報誌においてお知らせしているところであります。しかしながら、予算決算は基本的には単年度の予算について、何に使うか、あるいは使ったかという内容が主であることや、健全化判断比率についても決算の数値であり、過去の情報であることからすれば、財政状況が厳しいといっている中で、町が財政をどのように運営していくのかという方針を示すことが、今後収支バランスが均衡し、持続可能な財政を構築していく取り組みに資するものではないかと考えております。そのため、まずは3年から5年程度のスパンの中長期的な財政見通しや運営方針の策定を検討し、議会ならびに町民の皆様に向けてもその内容をお伝えしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、優先事業として何を考えているのかとのご質問でございます。実質公債費比率が18パーセントを超えないようにするためには、借り入れの抑制に力点が置いていくのが余儀ないところであり、そのため事業実施するにあたっては、時には基金を取り崩すことも想定しております。しかしながら先ほど申し上げましたとおり、財政的に厳しい状況にある中、公債費の抑制と町づくりの推進をどう両立させながら、町政の舵取りを進めていかなければならないことは決して容易なことではなく、あれもこれもではなく、優先順位の選定や絞り込みをしながら、事業を実施していかなければならないものと考えております。そのようなことから、現時点で具体的な事業は明言できませんけれども、第6次総合計画と次期のマチ、ヒト、シゴト創生総合戦略が作成されますが、今後、役場庁舎内の議論や財政協議を経たうえで、町が推進していかなければならないと考えている事業、執行方針あるいは議会全員協議会等、様々な機会において皆様にお示ししていきたいと考えて

おりますので、ご理解願えればと思います。

「室井議員」

一つだけ。

(議長)

3分ありますよ。室井議員。

「室井議員」

はい。あのね、町長ね。私もね、議員の立場ですよ。ね。あれもやってください、これもやってください、サービスで、これもサービスしてください。ね。そういうことだけは絶対望んでませんよ、私の主旨、基本的な考え方から、ね。どうして外貨をね、稼ぐといえますか。どうしてそういう良い制度、財政課長の今の答弁原稿だと思うけどね。もう一皮も二皮もむけなきゃ駄目だ。ね。今日の新聞見ましたか、厚沢部町長の答弁。企業誘致来るってところあるって書いてましたよね。だから住宅を建てなきゃならない。今決算委員会でガチっとやりますけど。厚沢部にはもう企業が来るってはっきり明言しているんですよ。議会で。そういう方向。要するに外貨を稼ぐのは、そういうことなんです。みんなでね、考えましょう。みんなで。副町長、あなたはそのね、責任者だぞ。ね。責任者。ね。課長方だけない、何回も言う。若い職員の意見も聞く。そして、酒飲んでざつくばらんに話したことあるんですか。飲んで話してみなさい。言うと思いますよ、こうやってやればこうだとか。そういう雰囲気作りにね、努めてもらいたいと願ってですね、私の質問を終わらせてもらいます。

終わります。答弁要りません。

(議長)

副町長、一言答えなさい。今の質問に対して。

「室井議員」

答弁いらないうって言っているんだよ。

(議長)

1分あるって。

「町長」

質問はいいって言ってるんですよ。

(議長)

いいって、答えなさい。

今重要なこと言ってる。

はい、副町長。

「副町長」

おっしゃる通り、十分わかります。一番やっぱり居ずいのは、実質公債費比率がこういう前後するという、近隣町は一桁台でございます。そういった中での、この16.7、いわば18にどうやったらしないでやるかは、一つはまた先ほど町長が言った、財調の崩しもですね頭に入れながら、また有利な制度も取り込むと。ただ、この機会ですので言いますが、江の島構想の全体像を示すことと、先にこの2期目に何をハード整備するのとか、校舎の雨漏りや給食センターの建設やら色々諸々ありますんで、これらを2期照井町政、2期目の中できちっと何年度にどういったものをやるかということを進めていきたいと、このように思っております。はい。

(議長)

以上で室井議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に塚本議員の発言を許可いたします。

「塚本議員」

はい。

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

私、江差町議会議員に選出され、その重責を重く感じているところであります。2期目として、議会の議論を通じて、江差町民の福祉の向上に貢献していく所存であります。本議会、私から3問の質問を出させていただいております。

まず第1問目の檜山沖大規模洋上風力発電についてであります。これについては、正式な名称については、環境衛生法に基づく、仮称檜山エリア洋上風力発電事業ということに代わりさせて頂きたいと思っております。北海道の気象環境を活かした大規模洋上風力発電の構想が複数発表されております。私はこの中で、ヨーロッパもそのような傾向にあると伺っておりますが、化石燃料を減らし、あるいは原発による発電を減らす、これは非常に将来

的に日本のあるべき姿ですし、それに地方も貢献をしていく必要があるという意味では非常に必要な再生エネルギー方法と認識しております。で、この中での電源開発が計画している檜山沖にて72万キロワット、基数にして72基以上と発表されておりますし、8月30日より環境衛生法に基づく配慮書の縦覧が役場の方でもできるような中身になっております。既に近隣町の風潮としては、賛成のスタンスを明確に示している方もいらっしゃいますが、江差町のスタンスと現時点での計画段階での進捗状況について伺いたします。

「町長」

議長。

(議長)

はい、町長。

「町長」

塚本議員の1問目にお答えいたします。

電源開発株式会社が、檜山沖に計画をしている大規模洋上風力発電に関し、頭書計画に対する江差町のスタンスと現時点での計画段階の進捗状況に関するご質問でございます。

まず初めに、この度の洋上風力発電の動きが全国で活発化されている背景には、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律が、平成31年4月1日付けにて施行されたことに起因しております。法律の内容を詳細にご説明することは差し控えさせていただきますけれども、ポイントといたしましては、国における基本方針の策定のほか、促進区域の指定、公募占有指針の策定等を踏まえ、事業者から提出された申請を基にフィット認定を行い、30年を超えない範囲において発電事業を許可する内容となっております。

ご質問の電源開発株式会社が、檜山沖にて計画している洋上風力発電事業に関する現時点での進捗状況でございますが、現在、環境影響評価法に基づく配慮書の縦覧を開始いたしました。また、合わせまして、檜山海域の海底測量や漁業実態調査等を檜山漁業協同組合や町内漁業者の了承を得て行う予定であります。

次に、頭書計画に対する江差町のスタンスでございますけれども、今後進められる環境影響評価法に基づく各種の調査結果等が出た段階で、漁業者をはじめ、地域全体、更には議会等多くの皆様の意見を拝聴したうえで、判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

はい、塚本議員。

「塚本議員」

はい。まだまだこれからの事業で、明確になってない部分が非常に多い事業ですが、改めて再質問させていただきますが、この一般海域での国の公募、これ30年使用可能ということでの認可と思われませんが、この認可時期がどのくらいに想定されてるのか、まず分かっているとしたら教えて頂きたいということがまず1点と。既に秋田、千葉、五島列島ですか、認可下りてるところもあるように伺っておりますが、その次にこの北海道の檜山海域が認可する予定なのかどうかも含めてお伺いしますと同時に、もし、この風力発電が檜山の海域、特に江差の沖に立地される時になった場合の、当然メリットとデメリットが当然出てきます。これを今のところで押さえてる部分があったら教えて頂きたいと思います。

(議長)

はい、まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

まず洋上風力のスケジュール感のご質問でございますが、まず今行われている環境影響評価というのは概ね4年くらいかかるんでしょうと。ただ国の方では、少しそれをスピード感を持ってということで、約3年、あるいは3年半で環境影響評価を終えるというようなスケジュールになってます。それで、うちの認可時期はいつかということですが、まずもってこの檜山の海域が、洋上風力に適した有望な区域ということの第1段階そこなんです。で、今回の洋上新法にのっとった促進区域になるためには、まず有望な区域に選定されるということ。そして有望な区域から一歩進んで初めて促進区域。促進区域になった段階で、いよいよ国の方がこの海域の調査を始めます。そこで、ここの場所は大丈夫だということになると、事業実施という形になりますので、概ね早くても供用開始というのは2030年頃なんだろうと。で、檜山の海域が今後、有望な区域であるという指定されるためには、一定の漁業者の理解、あるいは地域の理解、あるいはそういう協議会という塊がですね、いつでもできますよといった段階を踏まえて国の方が指定するという運びになっております。

それと洋上風力のメリットデメリットですが、諸刃の刃なんです。洋上風力が着底式ということになると、漁礁にも使えますが、一方で漁船の、今やってるちゃくぎょうしゃの、例えばタコ漁の航路にかかる場合もありますし、それぞれの、例えば魚種の漁によって使う場所が変わりますので、そういった漁業に制限がされるということができます。それと陸上施設の設置場所によっては、新たな発電能力を使った企業誘致といった視点も生まれるでしょう。あと、町には償却資産という形で固定資産税、あるいは事業所がどこに置かれるかわかりませんが、事業税そういったもの。また、漁業振興に対する、あるいは地域振興に対する色々な還元策、そういったものも想定されるのでしょう。ただ、これは今後事

業者が決まって、それからそれぞれの関係者との協議を踏まえてのお話ですんで、あくまでも想定範囲内ということをご理解願いたいと思います。

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

私の考える部分では、メリットも相当程度ありますけれども、ある意味ではこのちょっと答弁には載ってませんでした。江差町の景観、これ多様に、まあ現時点では大きさは特定していませんが、最大の大きさでは200メートルを超えるという、小さいのは百五、六十メートルという、3つほどの案が示されておりますが、日本遺産あるいは日本海の景観、素晴らしい景観が損なわれる可能性もデメリットとして非常にあります。ただし、メリットの部分も相当程度あるという部分で、今後この公募の関係が、おそらく電源開発以外の大企業も乗り出す可能性は十分あると思います。国の認可が受ければ、その辺を含めて、住民、特に漁業者の影響というのは非常に危惧されますし、早い段階で一定程度の国の認可が下りるような段階になった時には、町民、漁業者の意見を、設置の可否にも含めて十分反映できるような体制を作る必要があると思いますが、その辺について再度お伺いいたします。

(議長)

はい、まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

まず洋上風力の配置の位置で、景観についてのご質問ですが。まず今配慮書の段階でございます。で、配慮書には当然、景観あるいは騒音、風車の影、あるいは生態系、そういったいろんな他項目にわたってですね、ちょっと町としても、これから内部でも協議しながら、配慮書に意見と付してまいりたいと考えております。で、具体的な風車の配置については、方法書の段階でモニタージュという形で出てくると思います。そこでは、また、町民の皆さんにも説明会を開いてもらったり、あるいは町としても景観上の問題、そういったことを意見として付していくと。そういった意見を踏まえて、足し算引き算しながら最後準備書、評価書というものになりますので、あくまでも地域の皆さんの理解を前提とした洋上風力だということをご理解願いたいと思います。

それと、この檜山沖ですが、今後、有望な区域あるいは促進区域という段階に至った場合はですね、おそらく塚本議員ご指摘のとおり、今電源開発さんだけが、様々な事業者がこの檜山沖の洋上風力の計画を後発で出してくることが想定されます。あくまでも国の方は、その事業者を均等に公募で選びますということですから、色々なチャンネルを使

って、色々なことがこの地域でおこってくるんだらうと思いますが、いずれにいたしましても、私も含めてですね、洋上風力自体まだ不勉強ですので、そういった檜山管内全体が同じ悩みを抱えるということで、少しですね、横の繋がりと、あと庁内各課の連携を図って、少し勉強をしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

はい、はい、塚本議員、2番目の質問。

「塚本議員」

はい。2問目、一次産業の中で、農業分野における、まあ人手不足対策としてのスマート農業の推進であります。一次産業、いろんな産業で人手不足が叫ばれてますが、特に農業分野においても非常に深刻な問題となっているのは、町長もご存じだと思います。既に近隣町ではスマート農業の実践に取り組んでいるところもありますし、江差町においても、一定程度農業の部分でのスマート農業の取り組みの検討、あるいは実施に向けた支援も考えていく必要がある。そういう時代にもう来ていると思います。町長のお考えをお伺いいたします。

(議長)

はい、町長。

「町長」

塚本議員の2問目。スマート農業の推進に対するご質問でございます。

議員が懸念されておりますとおり、江差町におきましても農業後継者問題は喫緊の課題でありまして、地域が抱える人と農地の問題解決のために、江差町人農地プランを策定し、公表しておりますが、その人農地プランの見直しのため、地域懇談会を開催し、農業者のご意見も伺ってきたところでございます。その中で現在103名の農業者が町内におりますけれども、現在の平均年齢は、どの集落でも63歳から69歳であり、世代交代も徐々に進んではいるものの、10年後には70代の平均年齢となる見込みであり、町内農業全般において担い手不足、担い手は不足している状況にあります。この後継者不足、高齢化の問題は、全国的な問題であり、その解決の一つとして近年ロボット技術やICTと呼ばれる情報通信技術を活用した省力化、高品質生産を実現する新たな農業がスマート農業と呼ばれており、その技術は衛星測位による機械の自動走行、遠隔監視による見回り作業の省力化、ドローンなどによる空中散布等の土地利用型から、収穫ロボット、収穫物運搬の自動化や農業アシストスーツ等、多岐に渡ります。近隣町では厚沢部町が衛星測位による機械の自動走行のためのRTKと呼ばれる衛星基地局を設置いたしました。これまでのGPSのみでは、2メートル前後の誤差がありましたけれども、RTKと組み合わせること

により2、3センチの誤差という高精度で測位できるもので、トラクターやドローン等の自動操舵に大変有効であり、今年度運用を開始し、農業者が機械を導入して作業に当たられております。また、ハウス栽培の園芸施設において、湿度や気温等を監視しながら、ハウスの開閉等を遠隔操作する仕組みの実証実験も行っていると伺っております。当町におきましても、既に担い手農業者がドローンによる防除やGPSを使用したトラクターの運転を試みていらっしゃると思います。令和3年度から始まる予定の基盤整備事業で、担い手への農地の集積を加速させると同時に、効率的な営農を推進するため、RTKの衛星利用やスマート農業に関する機械の要望等、今後においても農業者の件を伺いながら、ニーズ把握や情報把握に努め、町としての必要な施策を検討してまいりたいと考えております。

(議長)

はい、塚本議員。

「塚本議員」

再質問させていただきますが。スマート農業中々わかりにくい言葉ですが、トラクターを運転手がいなくても自動で自分の畑を起こしてくれる。しろかくもやってくれる。そういう部分、あるいは、自動で、道路のようなものを飛ばして、指示に従って農作物の農薬防除をしてくれると。そういう時代が正にもう来ているわけで、隣で、隣といいか、具体的に言いますと厚沢部町では既に、RTK基地局も建ててると。場合によっては、近隣町と連携というか、お願いというか、も使わせていただきながら、場合によっては不足の部分江差町では、そういう基地を建てながら場合によっては厚沢部の農業者にも利用して頂くという場面が出てくるのかなと思います。中々役場だけでこれどうこうということはないというのは十分わかっているの、農業者の方々との意見交換をするような、このスマート農業導入に関してですね、そういう場も設けていく必要があるんじゃないかと思いますが、このようなスマート農業の推進協議会当の立ち上げる予定があるのかどうか、再度お伺いいたします。

「産業振興課長」

産業振興課長。

(議長)

産業振興課長

「産業振興課長」

私の方からお答えをさせて頂きたいと思います。

厚沢部町で進めておりますもの、RTKの基地局の設置につきましてはですね、農協さ

んが事業主体となって実施しているものでございます。近隣町もこの電波が届く範囲においては、利用が可能だということで確認をさせて頂いておりますので、今後、江差町の農業者が利用したいということになれば、それは十分可能だろうというふうに考えてございます。

また、江差町自体の農業者についても、これらに興味を持ちながら実際に機械を導入しながらですね、実施、試験的な実施をしている農業者もいらっしゃいますので、こういう農業者の方々とは密接に連絡を取り合いながらですね、今後のニーズを確認しながら支援をしていかなきゃならないというふうに考えております。ただ、現状では、2農家という報告を江差町内ではですね、2つの農家という話も聞いておりますので、今2農家で協議会を作るという話ではないでしょうけども、先ほども町長の方から答弁しました、人農地プランの策定のための農業者の協議会等ですね、こういう情報を常に提供しながら、合わせてですね、情報の収集をしてみたいというふうに思います。今後必要があれば、そのような協議会も立ち上げていければというふうに思います。以上でございます。

(議長)

はい、塚本議員。

「塚本議員」

3問目入らせてもらいます。

3問目、教員の働き方改革に対する取り組みについてであります。

この間、私以外の議員からも教員の働き方改革については、何回か、この議会の中でも質問あったように私も記憶しておりますが、私の方から改めて質問させていただきます。

2016年の教員勤務実態調査において、公立中学校教員の6割が概ね月80時間を超える時間外労働が目安としている過労死ラインを超過していると言われている数字が出てきております。主な要因としては、部活動指導者による負担が増えてきている。これに対して文科省では、部活動指導員を配置することなどで教員の負担軽減と、専門的な技術で豊富な知識や経験を持つ人を、外部人材を活かすことで、部活の内容を短時間、あるいは質の高い練習ができるというようなことをしておりますが、江差町における、特に中学校教員の時間外勤務の把握をしっかりとされているのかどうかと、今後の部活動指導員の配置、具体的に江差町としても考えられているのかどうかをお伺いいたします。

(議長)

教育長。

「教育長」

町内中学校教員の時間外勤務の実態と部活動指導員の配置の考え方、考えはというご質

間でございますが。町内中学校教員の時間外勤務につきましては、正確な記録は取ってございませんが、管理職による目視及び自己申告でいきますと、月50時間から60時間台だというふうに伺っております。しかし、中には過労死ラインの80時間を超過している教職員もいることは確かでございます。

議員ご指摘の部活動につきましては、時間外勤務の大きな要因の一つになっております。このため、今年度4月から、文科省の、文部科学省の運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインにより、江差町立学校にかかる部活動の方針を策定し、中学校の部活動を展開しているところでございます。昨年までは週当たり1日の休養日だったものを今年度から平日1日と土曜日曜日のいずれか1日の週2日の休養日を設けることとしております。また、活動時間も約1時間短縮し、平日2時間、土曜日曜は3時間程度と定めて活動しており、以前と比べ、部活動にかかる時間につきましては、週10時間以上は軽減されております。また、今後につきましても2人から3人体制をとっており、部活動以外の業務に充てる時間も増えてきている状況でございます。

次に、部活動指導員の配置につきましては、指導員の業務は、ただ単に技術指導のみに限らず、大会への引率や生徒指導、それから部活動の管理運営、保護者対応等の業務も含まれることから、適任者の確保が難しいというのが現状でございます。

また、今年度より参加大会につきましても精選し、回数を制限しており、中体連以外4大会とし、土日に実施した場合は代替の休養日を設けることとしておりますので、引率業務についても軽減されております。現在のところ、ボランティアで補助していただける方がおれば受け入れることは可能かとは思いますが、専門的な専門的な部活動指導員の配置につきましては、人材発掘等も含め検討課題と考えておりますので、ご理解願います。

(議長)

はい、塚本議員。

「塚本議員」

ただいまの答弁で、教員の超過時間外の大きな要因になってる部活動の部分もだいぶ圧縮してきているというふうに伺えますが、まだまだ時間外は、月80時間が異常ですから、これはあり得ないんですが、いかに減らすかということについて、本当に部活動の負担軽減、部活動指導員を選ぶ、選ぶというか、適任者がいるかどうかというのが非常に大変な作業だとは思いますが、この時代においては、導入していく時期かと思っておりますので、具体的なアクションを起こす必要があるのではないのでしょうか。再質問いたします。

(議長)

はい、学校教育課長。

「学校教育課長」

部活動指導員の配置という再質問でございますが、先ほど教育長も答弁しましたが、部活動指導員については、実技指導だけではなく、安全、傷害予防に関する知識、それと技術の指導、学校外での引率、用具、施設の点検管理、部活動の運営、それと会計管理、保護者等への連絡、年間月間指導計画の作成、生徒指導にかかる対応、事故が発生した場合の現場対応等、数多くの職務をこなさなければならないという部分がございます。誰でも良いということではございませんので、相応の人材となると先ほど教育長も答弁しましたが、中々確保が難しいという状況です。このことから、8月から北海道教育委員会の方においても道内の市町村立中学校において、部活動指導員の任用候補者をホームページ上で募集しているところでございます。今のところ江差町民からの、江差町民というか、この檜山管内からの応募はないというふうには伺ってございます。とりあえず、その応募も、状況も見ながらですね、道教委の方とも連携しながら検討してみたいというふうに考えてございますので、ご理解願います。

(議長)

良いですか。塚本議員。

「塚本議員」

中々前には進みませんが、人材がもしいるとしたら、試行的にでもね、運用して、教員の働き方改革に取り組んでいただくことを望んで質問を終わります。

以上です。

(議長)

はい。以上で塚本議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に小林議員の発言を許可いたします。

「小林議員」

はい、議長。

(議長)

小林議員。

「小林議員」

では早速質問に入らせていただきます。

改選後、初めての質問になります。皆さんよろしくお願ひいたします。

まず1点目。公園の整備計画についてでございます。

当選後の最初の質問が公園の整備についてございました。この間、予算質疑等々でも取り上げ、また子どもの貧困調査等も同じく訴えてまいりました。そして、先般子ども子育て支援事業計画第2期策定のためのニーズ調査等も実施して頂き、子育て世代やお子さん本人のニーズや数値を把握することができました。

そこで、ニーズ調査の数字を基に2点質問させていただきます。

1つ目。江差町の子育て環境、遊び場について、近くに遊び場が無いと回答が5割以上。遊具などの種類が充実していないとの回答が4割以上となっています。これらの子育て環境、遊び場等も踏まえ、総合的に江差町は子育てがあまりし易くない。またはし易くないとの回答が合わせて5割近くになっている要因だと私は考えますが、ご見解を伺います。

2つ目です。今後の各公園の整備計画についてもお伺ひいたします。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小林議員の1問目にお答えいたします。

まず、子育てのしやすさと遊び場、遊具との関係についての見解についてをお答えをいたします。

町では来年度から始まる第2期子ども子育て支援事業計画策定のため、昨年度、就学前と小学校の全保護者を対象に、子ども子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査を実施した結果、子育てのしやすさに関して回答された保護者の約50パーセントが、議員ご指摘のとおり、あまりし易くないとし易くないと回答され、その理由を尋ねたところでは、施設の充実、支援サービスの充実、地域の繋がり、自然環境の順で、良くないと回答された割合が高い結果となりました。子育てのしやすさは複合的な要素により判断されるものと考えておりますが、ご質問の施設の充実には、遊び場や遊具等を含まれることから、子育てのしやすさ、いわゆる子育て環境に関する強い要望があるものと考えております。

2点目の今後の各公園の整備計画についてでございますが、第2期の子ども子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査集計結果報告書を見ますと、公園や遊具に関するニーズが高いことが伺われます。また、子ども子育て会議や第6次総合計画の町民ワークショップにおきましても、公園あるいは遊具に関するご意見が度々出されるなど、公園の整備に関して関心が高いと改めて認識しているところでございます。

ご質問の公園の整備に関する計画でございますが、町といたしましても、安全性を第一義的に確保するため、老朽化した遊具等の撤去や修理修繕を先行してまいりました。整備に向けた内部協議は、予算編成段階においてもされておりますけれども、整備方針を示す

までには至っていない状況であることをご理解いただきたいと存じます。

町といたしましては、町内全体の公園機能の充実や遊び場の確保といった方針の策定について、改めて検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい、小林議員。

「小林議員」

はい、再質問いたします。

まずはニーズ調査の回収率が88.9パーセントと高い数値となりました。子育て世帯の意見が町政に反映されてほしいとの高い関心から、そして願いからこのような高い回収率に繋がり、屋内、屋外ともに遊び場のニーズが高いのは、先ほど町長も答弁されたとおり明確になったと思います。

最初に取り上げてから4年が経過いたしました。これからどのように取り組んでいくのか、改善に向けてどれくらいのスパンを想定されているのか伺います。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

町民福祉課長。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

公園の整備計画と申しますか、整備に関する方針。伸び伸びと申しますか、遅れに遅れているというところ、大変申し訳なく思っているところでございます。

それで、今回、子ども子育て計画、それから会議がございまして、あと町民ワークショップ、子ども子育て会議、町民ワークショップにつきましては、私の方も参加というか出席しているところでございまして、そういったところで、本当に度々その公園遊具に関する意見が出されて、本当に私も関心が高いというのも改めて自分自身に認識したという次

第でございます。

それで、今回本当にタイミングよくといたしますか、ちょっと語弊があるかもしれませんが、ニーズ調査があつて、そういう会議、ワークショップがあつて、議員おっしゃるとおり貴重なご意見、伺うことができたと考えてございますので、鋭意策定に努めていきたいかなと思つてございます。今後の過程でございますけれども、これから予算編成始まりますので、予算編成過程の中で、少し揉みながらちょっと検討していきまして、その中でお示ししていければなと考えてございます。

どれくらいのスパンかというのは、ちょっとここでは明言できないんですが、その計画期間というか、方針の期間、スパンにつきましても、内容が固まりましたらお示ししていきたいと思つてございますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですか。小林議員。

「小林議員」

では2問目に入ります。

学校給食の無償化についてでございます。

子育て支援、少子化対策及び過疎化対策の一助として、給食費無償化や一部補助を実施している小規模な自治体が増える中、これらの自治体においては、給食費を保護者に負担して頂き、給食費相当部分を補助金として町が支出することで、実質的な無償化を行っている事例もあります。

無償化に至る主な理由は、首長の公約、意向、議会における議論、自治体の政策の一環、PTAからの要望、無償化を開始した目的は食育の推進、経済的負担の軽減、子育て支援、少子化対策、定住転入の促進、地域創生等が挙げられております。

そこで一つお聞きします。

江差町におきましては、町全体として子ども子育て支援計画の中で、学校給食費の部分についても協議はしているとの答弁も以前頂きましたが、学校給食は安価で栄養バランスもとれており、無償化にすることで、子育て世帯への大きな支援にもなります。学校給食無償化についての所見を再度伺います。

(議長)

誰だ。教育長。

「教育長」

学校給食費無償化についてのご質問でございます。

現在、江差町では小中学校の学校給食費については、保護者に3分の1の額と昨年度値

上げた分をプラスして補助を行っております。また、生活困窮世帯につきましては、就学援助制度で準用保護世帯で約90パーセント、特別支援教育就学奨励費対象世帯で約半額の助成をしている世帯もございます。この10月より、子ども子育て支援法の一部改正により、保育料が無償化されることに合わせ、幼稚園児、それから保育園児の副食費の助成も町独自の施策として学校給食と同じ3分の1補助の実施について、今定例会の補正予算で提案しているところでございます。

議員おっしゃるとおり、確かに、檜山管内においても全額助成している町も2町ほどございますし、江差町教育委員会外部評価委員の意見でも、助成率の改正を検討すること。との意見も頂いているところです。教育委員会としても必要性は十分認識しておりますが、子ども子育て支援施策の優先順位等を勘案し、補助率の改正も含め、無償化については課題と考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

(議長)

はい、小林議員。

「小林議員」

再質問させていただきます。

これから考えてまいるということですが、無償化による成果も色々挙がっています。児童生徒は自治体への感謝の気持ちを育成することができます。栄養バランスの良い食事の摂取や残食を減らす意識の向上。保護者は経済的負担の軽減、親子で食育について話し合う機会の増加等が挙げられています。また、学校教職員は未納滞納者への対応負担の解消。自治体は子育て支援の充実などが挙げられています。また、無償化実施による課題としては、継続的な予算の確保、議会住民の理解、食材費の高騰や転入者増への対応等、本町での学校給食無償化の議論の中で、一番の課題をどう捉えているのか、お聞きしたいと思います。

(議長)

はい、学校給食課長。

「学校教育課長」

江差町は子ども、江差町全体の子ども子育て支援施策について、江差町の中でも限られた予算でございます。江差町子ども子育て支援事業計画では、約80項目の事業がございます。その中では、子育て世帯への優遇措置等もございますが、それぞれの事業の中で、なんの事業に重点を進めていくべきかということも施策の中の一つだと思っております。限りある予算の中での事業選択となると思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

(議長)

いいですか。3問目。

「小林議員」

再質問いたします。よろしいですか。

(議長)

3番目、3回目の質問。

「小林議員」

再質問。

(議長)

再質問。はい、小林議員。

「小林議員」

やっぱり財政的な問題が一番大きいのかなと思いますけれども、この間、江差追分魅力発信事業等々にも多額の予算を使ってまいりました。そしてその中でも担い手不足解消も課題であるということを申されております。子育て支援を疎かにして、これらは解消できないと思います。最終的には町長の方針次第で、次の予算の問題も少し進んでいくのかなと思いますけれども、町長ぜひ答弁をお願いします。

(議長)

町長。

「町長」

基本的には教育委員会の所管の部分ですけれども、予算に絡むところでということで私が答弁させていただきます。

子育て支援、非常に大事だと思っております。非常にですね、子育て環境を整備することが地域の活性化あるいは町づくりに大きく寄与するということでございます。そういう中で、給食費の助成をいかにするかということが、先ほど教育長からもご答弁しましたけれども、優先順位のどこら辺にあるのかということをしつかり考えながら、進めていかなきゃならないなと思います。財政的なことを考えると、子どもの環境あるいはですね、教育の環境を考えると、喫緊の課題としては給食センターの整備であるというふうに考えております。上ノ国町と連携しながらですね、この給食センターの整備を早く進めて、米飯、子どもがご飯を持っていかなくても良いような環境を作るということをですね、

給食センターの整備に関してはやりたいなというふうに思っております。そういうことも踏まえながら財政的な、全体を考えながら、子ども子育て支援に対して、どのような支援をすべきかということを総合的に考えた上で、今後財政的な判断をしていきたいと思っておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

小林議員。

「小林議員」

はい。

(議長)

これで3問目ですか。次は3番目かい。

「小林議員」

はい、議長。

(議長)

小林議員。

「小林議員」

3問目です。

(議長)

3問目ですか。

「小林議員」

今、3問目です。

(議長)

3回目と3問目と違うんだであんた。どっちなんだや。あんた。今2番目の質問かい。3回目かいこれで。3番目の質問かい。

「小林議員」

はい。

(議長)

3番目の質問、ちょっと座って下さい。

「小林議員」

はい。

(議長)

3番目の質問は午後1時から。

午後1時まで休憩いたします。

※休憩中

(議長)

休憩を閉じて再開いたします。

それでは、小林議員の3問目から質疑を許します。

小林議員。

「小林議員」

それでは3問目。運動公園の設備改善、生涯スポーツ推進をについてお聞きします。

最近では福祉分野では少子高齢化に伴い、高齢者の社会進出のため、健康寿命でテーマで健康推進課の皆さんも頑張っておられると思います。ウォーキング等、特別な施設等を要しない健康づくりもあります。しかし、スポーツを通しての仲間づくり、コミュニケーション等も重要と私は考えます。また、子ども子育て支援事業計画、第2期策定のためのニーズ調査の回答にも、子どもの健やかな身体を育むスポーツ活動の充実が求められていますが、私も利用者の方からバスケットボールの利用時の不満をいくつか聞いております。

そこでお聞きします。江差町では、大変立派な運動公園もございますが、設備や環境など改善すべき点もいくつかあります。運動公園におけるバスケットボール、屋外に設置されておりますので、ストリートバスケットボールと言うんでしょうか。は、現在ジュニア用のゴールポストが設置されており、多くの子ども達も利用していますが、子どもも高学年の子どもも、大人も利用できるように、ゴールポストの設置及びゴールポスト周辺の駐車スペースを廃止し、ストリートバスケットボールのプレイに支障の無いよう改善が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

そして2点目です。また、上記の設備を活用した町内参加募集だけに限らない、試合やイベントの開催等、生涯スポーツの基本と言ってもいい、いつでも誰もが参加できる、そんなスポーツの機会の提供も検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

(議長)
教育長。

「教育長」

運動公園の設備改善と生涯スポーツの推進に関する質問にお答えいたします。

1点目の陸上競技場横の駐車場に設置してあります、ジュニア用バスケットゴールから大人バスケットゴールに設置替えし、更に駐車場を廃止し、ストリートバスケットボールができる環境整備をしてはどうかというご質問ですが、これにつきましては、今すぐに駐車場を廃止し、ストリートバスケットができる環境に改善することは考えてございませんが、しかし、設備の利用状況やスポーツ団体などのご意見も聞きつつ、出来る範囲内で現状の屋外バスケットゴールに支障が生じない方策について、検討してみたいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

また、2点目でございます。屋外バスケットゴール設備を活用した、町内参加募集だけに限らない試合やイベントの開催等、生涯スポーツの機会の提供を検討すべきでないかというご質問でございます。町民ニーズの多様化に伴い、生涯スポーツの機会提供の拡大については、重要課題であると捉えております。ストリートバスケットボールにかかる試合やイベントの開催は、現在のところ考えておりませんが、運動公園全体の活用策を更に検討し、様々なスポーツの提供と町民憩いの公園となるよう、知恵を出していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

(議長)
はい、小林議員。

「小林議員」

再質問させていただきます。

駐車スペースの廃止については、今すぐには考えていないということですが。試合など無い場合は、あそこはいわゆる駐車スペースは休憩所と化しているですね。で、遊ぶ子ども達にとっては、その車を気を付けながら遊ばなければいけないということになってます。ここは休憩所ではありません。大会のある時は臨時駐車場として、そちらも使えばいいだけの話なんではないかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

(議長)
社会教育課長。

「社会教育課長」

確かに試合の無い状況の時には、駐車場として利用することはあんまり無いと思います。

車が無い状態の中で、あそこでバスケットボールをしている子ども達の姿は度々目撃はしております。ただ、大きな大会、あそこは多目的グラウンドがありまして、陸上競技のみならず、サッカーの大会。また、合宿などの場合は、ほとんど使われることが多いので、中々バスケットが出来るような状況ではございません。ただその辺、大会が無い時に、どのような利用方法があるのか。駐車場としてのスペースは廃止することは考えておりませんが、もう少し具体的な方策を検討していきたいと思っております。先ほど教育長も言ったように、運動公園全体、あそこ、多目的グラウンドの向かえは芝生の広い敷地がございます。そういうところもどのような活用策があるのか、今後検討していきたいと思っておりますので、運動公園全体の活用策で考えさせて下さい。

(議長)

いいですか。

「小林議員」

はい、以上です。

(議長)

はい。以上で小林議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に出崎議員の発言を許可いたします。

「出崎議員」

はい。

(議長)

出崎議員。

「出崎議員」

初めての質問になります。よろしくお願ひいたします。

早速質問に移ります。

1 番目。降雨量の増大に対する災害防止対策についてお伺ひします。

各地で記録的な大雨が災害を引き起こしております。計画以上の降雨が原因となることが多いのですが、この地域でも想定外の大雨が無いとも限りません。居住地はもちろんのこと、農業地域の田畑を含めた災害防止について、今後の取り組み方針をお伺ひしたいと思います。

2つに分けて質問いたします。

1つ目。町内の普通河川について。これは町が管理している河川についてなんですが。河川の洪水対策は何年確率降雨強度で計画されているのでしょうか。そしてそれを超える場合の対策についても取り組む必要があるかと思っはいるんですが、そのようなお考えはありませんでしょうか。

2つ目。厚沢部川水系についてですが。厚沢部川は北海道管理の2級河川であります。渡島総合振興局が作成し、インターネット上に公表されている資料によれば、厚沢部川は、年超過確率50分の1の降雨氾濫シミュレーションで、それが公表されております。で、それによれば、町内の農地に浸水しないという予測になっております。しかし、その記述の中で、支川についてはその影響、それからの影響ともにですね、シミュレーションから除外して扱っているというような読み取れるような記述もあります。そこで、支川である鹹川での浸水予測について、渡島総合振興局に申し入れて、その結果を提示してもらうようなおつもりはございませんでしょうか。以上です。

(議長)

町長。

「町長」

出崎議員のご質問にお答えいたします。

近年全国各地におきまして、大雨ことに短時間で集中的に降る、いわゆるゲリラ豪雨等により災害が発生し、甚大な被害が発生していることにつきましては、度々大きく報道されており、町といたしましても承知しているところでございます。

また、8月末に発生いたしました九州北部豪雨におきまして、被災された多くの皆様方に対しましても衷心よりお見舞いを申し上げます。

さて、1つ目の町が管理しております普通河川の降雨強度についてのご質問でございます。議員ご承知のとおり、降雨強度につきましては、河川改修等において、河道断面等を決定するうえで用いられるものでございますが、町内の普通河川におきましては、五勝手川が平成7年の豪雨災害により被災し、その護岸の復旧工事にあたり、10年確率の降雨強度により河道断面の設定を行って整備をしているところでございます。その他の町内の普通河川におきましては、河川改修事業等により改修を実施した実績がないことから、確率年によって降雨強度を算出し、河道断面の設定をしている河川は無い状況となっております。

また、設定した確率年を超える場合の対策についてでございますが、10年確率で設定されております五勝手川につきましては、平成9年の護岸完成から20年以上経過しておりますが、幸い、これまで河川の氾濫による背後地への浸水被害などは一度も確認されていない状況でございます。現状の中ではこれまで通り、降雨時の状況を注視しつつ、日常

の維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

2つ目の鰯川の洪水浸水予測範囲についてでございますが、議員おっしゃる通り、厚沢部川の予測範囲については公表されており、函館建設管理部のデータをハザードマップにも反映している一方で、鰯川については作成当時に浸水範囲が示されてなかったことから、反映されていないのが現状でございます。今の鰯川の状況につきましては、鰯川流域における最大の1時間降雨量を106ミリに設定し、簡易的な手法で示した浸水範囲は、函館建設管理部から入手しております。この浸水範囲の対象にある町内会には、図面を提供し、対象地域とともに大雨対策に備えてまいりたいと考えております。

さらに今年度、鰯川には水位計が設置されたことで、リアルタイムに水位の状況や監視が可能となったことに加えて、前段申し上げました簡易的な手法で示された浸水範囲を基に避難勧告、避難指示の発令範囲にも活用できるものでございますので、今後の防災、減災対策につなげてまいりたいと考えております。

「出崎議員」

では、再質問。

(議長)

はい、出崎議員。

「出崎議員」

今、鰯川についてもシミュレーションの結果があるというようなお話で、今後、そういうものも関係町内会に周知していくようなことを考えているというふうにお伺いいたしました。これから、町民のですね、安全安心に住むためにも、そういうものを公表しながら注意喚起をしていくというのは、重要なことだと思います。ぜひその、公表して町内会の方にも伝えて頂ければと思います。

次、2番目の質問したいと思いますがいいでしょうか。

(議長)

今の答弁、それでいいんですか。

2番目の質問しますか。

「出崎議員」

はい。

(議長)

2回目ですよ。

今の答弁必要ですか。

「出崎議員」

いや。

(議長)

必要でない。

「出崎議員」

いや、公表するというふうに町長からの返答がありましたので、それで結構です。

(議長)

はい、分かった。

そしたら、2番目の質問からお願いします。

「出崎議員」

2番目の質問なんですが、現在町で進行中の各種計画、この整合性についてお伺いしたいと思います。

6次の、江差町総合計画の策定。それから都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定。それと先ほど室井議員からの質問もありました、北の江の島構想。これらの計画がですね、今、個別に、別々に行われて、これをどういうふうな形で整合性を取るのかなというのが、私の疑問点でありました。で、これらの、ちょっと関連のスケジュール。相互の関係についてもう少し詳しく教えて頂ければと思います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

出崎議員の2問目にお答えいたします。

2020年度からスタートする第6次江差町総合計画をはじめとした各種の計画の整合性について、出崎議員から大きく2点に渡ってのご質問となります。

始めに各種計画の関連スケジュールでございますが、現在、年内を目途に、各種の計画の素案をお示しすべく、鋭意策定作業を進めております。

また、北の江の島構想につきましては、これらの計画策定段階を踏まえ、年度内に全体像を示してまいりたいと考えております。

次に総合計画をはじめとする各種計画との整合性についてでございますが、室井議員の

一般質問にお答えしておりますとおり、本年の第2回定例議会にて議決頂いた、江差町総合計画策定条例第6条の規定に基づき、個別あるいは分野別の各種計画との整合性を図るべく、現在、調整作業を進める準備をしているところであり、これらの整理と財政協議等を踏まえ、各種の計画の素案を示す予定となっております。

また、各種の計画策定段階において、議会とも十分意見交換を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

「出崎議員」

はい、再質問。

(議長)

はい、出崎議員。

「出崎議員」

今、北の江の島構想は今年度、それから都市マスとか総合計画については年内というようなお話があったかと思えますけれども。あと3ヶ月とか6ヶ月でこれらの整合性、整合を取る。かなりハードなスケジュールじゃないかなと思います。これらの指針は10年とか20年先の町の方向性を示すようなサイクルだと、計画だというふうに思っておりますが、その辺について、かなり鋭意努力しないと詰まっていけないんじゃないかと思うんですが、その辺の懸念について、お伺いできればと思います。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

今、各種計画と総合計画の整合性と、これからタイトな期間でどのような段取りで進めていくのかなというような主旨のご質問だと思います。

それで、議員ご指摘の通り、都市マスについては、約20年間のスパンでの計画となります。そして、総合計画は10年。もう一つは総合戦略というものが2020年から新たに第2期スタートしますが、これは5年間ということで。町づくりの体系ということでいくと、短期中期長期といったスパンなんだろうなと思っております。ただ、最上位にあるのは総合計画でありまして、今現在、都市計画マスタープランにつきましては、建設水道課の方で策定委員会を組織して作業を進めています。で、私どもまちづくり推進課の方では総

合計画と総合戦略を一体的に策定するという事で審議会をやっています。9月以降のスケジュールにおいてですね、それぞれの計画の素案段階で、少し整合性を図っていきたいなと思っています。それを踏まえて、またそれぞれの策定委員会、審議会ですんで、議会の皆さんと2回ほどキャッチボールをして、12月には一定程度ですね、整合をとれたものを整理していきたいなと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですか。

「出崎議員」

ありがとうございました。以上で質問を終わります。

(議長)

はい。以上で出崎議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に小梅議員の発言を許可いたします。

「小梅議員」

はい。

(議長)

小梅議員。

「小梅議員」

まちづくり推進について伺います。

大きくまちづくり推進とのくくりの中で、何点かに分けて質問させていただきます。

第6期総合計画策定のための町民のワークショップが7月25日と8月28日の2回開催されましたが、参加者の大半は町職員でございました。たくさんの職員の方々が出てこられて、わあみんな一生懸命なんだなって、その協力にすごく心強く感じました。でも、中学生とか高校生の参加はゼロでございました。2回目では、1回目に出された意見やアイデアについて、具体的に実現するための方策を話し合う場でしたが、極端に少人数でございまして、また、初めて参加するという方もいらっしゃいまして、まとめとするにはいかがなものかなってちょっと疑問に思いました。

そこで質問です。こういうような大事なことをするのに、周知のための開催案内をもっと早くにできないかってことがまず1点でございまして、町内会の方にも案内がございまして

たけども、時間不足で、皆さんお誘いしたり声掛けしたりそういう時間がなくなって困難でした。高等学校の方からも役場からの案内が遅いんだよねって指摘もございました。また、2回目の8月28日は、まちカフェ協議体の集会日と重なりました。まちカフェの活動は年間計画が決まっています。共通の関係者もいるのになぜ同じ日の開催なのかなって、それも思いました。話題も同じような、似てるような話題で、出る人も結構重複してるものですから、どうして同じ日だったのかなって、それも少ない原因の一つだったのかなって思いました。まちづくりカフェは包括支援係が主体の事業ですけども、今回のワークショップ課題を初期段階から継続して、もう4年目に入ってますけども、丁寧に丁寧に進められている意義ある活動だと思っています。私は3年前の平成28年第3回定例会において、まちづくりカフェの活動は包括だけではなく、他の課の協力も得て盛り上げるのが大事ではってという主旨の質問をしております。それに対しましては、地域課題も多岐に渡るため、関係する各部署が連携を図り、住民主体の世代を超えた互助体制作りに向け構築していくとの答弁でしたが、その後、連携はどのようになされているのか伺います。

それから、ちょっとまたこれとは違うんですが、まちづくりに関してですが。課題も達成感も日本一の役所です。という大きな見出しで夕張職員の笑顔満面の記事が、8月23日付けの道新夕刊に掲載されました。皆さんもご覧になった方もいらっしゃるでしょうが、念のため記事のコピーを配らせていただきましたのでご覧ください。その職員達は、町を良くしたい。真の魅力を伝えたいという一心で立ち上げたそうですが、これぞ正しく安心して暮らせる町、魅力ある町の象徴であり、原点ではないかなって私は思います。町づくりとは人づくり。職場、職員の活気が地域の活力に即つながると思われるのですが、どうお考えでしょうか。町長は自分と同年代の若手夕張市職員の心意気をどう受け止められますか。また、江差町若手職員の育成をどのように考えますでしょうか。

「町長」

町長。

(議長)

はい町長。

「町長」

小梅議員から町づくりに関してのご質問でございます。

まず初めに、総合計画策定に向けた町民ワークショップについてでございますが、ご案内のとおり町は、来年度から始まる第6次総合計画と第2期総合戦略の策定を進めているところであります。町民ワークショップの狙いは、昨年度実施した町民アンケートの結果のみならず、町民が思い描く町の姿を生の声でお聞かせいただき、官民共同で実現可能な取り組みを検討することになりました。

運営手法につきましては、総合計画という性格上、議論が町政全般にわたってしまい、抽象的な意見が大勢を占めるのではといった懸念から、第1回目では夢や希望あるいは現実的な課題など、多様な意見を拾い集めることから始め、第2回目において、第1回目の議論を通じて浮かび上がる具体的なテーマを絞ることとしたところでございます。参加された町民は少人数でありましたが、全2回を通じて、今後の町づくりへのキーワードとなる貴重なご意見を頂いたものと認識しており、それらの意見については今後さらに役場若手職員のワーキンググループにより検討を加え、次期総合計画への反映につなげてまいりたいと考えております。また、今後、まちづくり懇話会等の機会を通じて、農業漁業商業観光について、関係者の方々からご意見を伺いたいと考えております。

次に開催案内の早期化というご指摘であります。この度のワークショップの開催にあたり、ご案内期日が約1週間前となり、町内会等の団体の周知期間等を鑑みますと、配慮に欠けていたことは否めません。今後は事前周知期間等に十分意を配してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

次に第2回目のワークショップが、まちづくりカフェの地域支え協議体の日程と重なりましたことにつきましては、町の行事日程を決定するプロセスにおける調整不足でございます。今後は各課所管事業の情報共有を図り、同様の会議等が重複しない行事日程となるよう努めてまいりますので、ご理解願いたいと思います。

次にまちづくりカフェの活動における関係各部署との連携につきましては、まず職員にまちづくりカフェで何をしているのかを理解していただくために、参加の周知をその都度行っており、実施された内容につきましては、関係各課との情報共有を図り、役場庁舎内にも活動内容の掲示を行っております。また、中学生高校生の参加や開催会場として利用させていただいた江差中学校や皐月蔵等の調整や、本年度事業のまちづくりカフェ活動拠点整備事業やまちづくり人材育成プロジェクト事業につきましても、関係課を連携し取り進めているものであります。今後も関係課と連携を図りながら互助体制の構築に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

次の議員のご質問の中で紹介されておりました報道内容について、振り返りますと、夕張市の財政破綻をネタにしたデマや中傷が横行した中で、夕張市職員を指す受験者が5年前に比べて3割にまで落ち込んだという危機感から、ホームページを活用して自分達を感じる職場や地域を率直に伝えることで、少しでも受験者数の減少に歯止めをかけたいという思いから、若手職員42人が立ち上がったという内容でございました。

私は職務としてではなく、若手職員が自らの意思で立ち上がり、それを行動に移すというエネルギーに満ち溢れる行動であったというふうに捉えております。当町におきましても、財政健全化団体での歳出削減の際には、少ない予算で住民サービスを維持させるのか効果的な事業の進め方等、職員個々が自ら考え行動したという経験を活かして職務にあたりたいと考えております。

また、職員には多くの研修に参加し、自らのスキルアップを目指した中で原点回帰し、

町民目線を重視する想像力を持った職員像を目指していきたいと考えております。近年では、北海道への派遣の際には、職員自らが率先して行きたいという積極的な姿勢が表れてきており、職員の職務に対する姿勢も変化しているものと受け止めており、引き続き若手職員の育成に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

はい、小梅議員。

「小梅議員」

今の質問に対しては了解いたしました。それで、再質問ですが。

若手職員だけではなくって、中堅の職員さん、それから課長さんも含めての意思の疎通を図りながら、信頼関係を築き、それを保っていくのが大変大事なことだと思うんです。それにはやっぱり話し合いの場が、数多くの話し合いの場が必要だと思います。町長は初めの頃、職員との年代別の、職員との懇話会をお持ちになってたようですが、それは今も続いているのかどうなのかお聞きします。

(議長)

はい、総務課長。

「総務課長」

今ご質問の、町長と職員との年代別懇談会につきましてはですね、町長初当選後の26から27年度に行っておりました。課長職を除く年代別での開催でございました。職員の取り組み方、これらを吸収するであるとか、それからコミュニケーションを図るということが目的であったものというふうに思っております。

また、当時町長は、職員の顔と名前を一致させるということも大きな取り組みの一つだったのではないのかなというふうにも思っております。現状では、再度の取り組みにつきましては、考えておりませんが、コミュニケーションの必要性、これを否定するものではありませんので、機会を探りながら開催が可能なのかも含めまして、考えてみたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

「小梅議員」

はい分かりました。

(議長)

いいですか。

「小梅議員」

それでは、職員が元気なのが一番だと思いますので、一般町民の先頭に立ちながら、地域づくりのプランナーであってほしいと願いながら、質問を終わらせていただきます。

(議長)

はい。以上で小梅議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に大門議員の発言を許可いたします。

「大門議員」

はい議長。

(議長)

大門議員。

「大門議員」

今回は初めての質問になります。よろしくお願いいたします。

それでは質問させていただきます。

1 問目。幼児教育、保育の今後のあり方について質問いたします。

令和元年度ですなほ幼稚園が廃園となり、町内には江差幼稚園と町立の保育園が 3 園となります。少子化により幼児が減少する中、江差町における幼児教育、保育の今後のあり方について、現在どのような検討がなされているのか伺います。

また、日明保育園と水堀保育園の統廃合について、検討すると聞いていたが、現状についてお伺いします。

(議長)

はい、町長。

「町長」

大門議員のご質問にお答えします。

まず初めに、幼児教育と保育に関するご質問にお答えいたします。

保育園や、失礼しました。幼稚園や保育園に関しまして、市町村が定める子ども子育て支援事業計画において、利用定員総数や教育、保育の量の見込み、教育、保育の提供体制等を規定することとされております。現在、町では来年度から始まる第 2 期江差町子ども子育て支援事業計画を策定するため、小学校以下の子がいる保護者を対象に実施したニー

ズ調査結果や人口推計結果、更にはこれまでの幼稚園、保育園の利用状況等を基に、子ども子育て会議での検討を進めているところでございますが、近年の保育所等の利用率の高まりや、幼児教育の無償化等を背景に、幼稚園保育園の入所者の大幅な落ち込みはないものと考えております。

続いて、日明保育園、水堀保育園に関してお答えいたします。

町では、北部保育園の管理に関する今後の方向性として、園児数の減少に伴う統廃合と多機能を加えた複合化を検討することとしております。現時点では両保育園の入所児童数の推移や維持管理費、入所児童数に応じた保育士数等に関する分析を行っているほか、昨年度、小学生以下の子供がいる保護者を対象に実施したニーズ調査において、北部保育園の今後のあり方や立地設備面で重視すべき点について意向調査を行なったところ、2園のいずれかを新築し統合すると回答した割合が、約半数を占めたほか、立地条件として家からの距離や職場、通勤経路からの距離。設備面では清潔感や安全対策への関心が高い結果となりました。いずれにいたしましても人口の推移、地域や父母等の理解、更には財源対策等も含め、いつの時期に整備するのかを引き続き検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

(議長)

いいですか。

はい、大門議員。

「大門議員」

再質問いたします。

今、日明保育園と水堀保育園の統廃合についてですけれども、いずれ統合するとしてもですね、預ける親御さん達が不便にならないような立地条件等を検討して、統廃合していただければなと思いますが。今のところ場所はどこにするとか、まだ計画段階で決まってははいないでしょうか。

「町民福祉課長」

町民福祉課長。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

はい、ただいまの水堀、日明両保育園の統廃合に関する、新たな設置場所に関するご質問にお答えいたします。

現時点におきましては、具体的にどの地区に統合する。もしくは、統合しないということも含めて、まだ検討している段階でございますので、具体的な候補地等についてはまだ明言できる段階ではございません。

ただ、議員ご指摘のように、保護者の方が不便にならない、それが立地的な、場所の問題とした時に、例えば送迎の問題であるとか、そういった部分の配慮は必要なことかなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(議長)

いいですか。

「大門議員」

はい。

(議長)

2問目にいきますか。

「大門議員」

はい、2問目に。

(議長)

はい、大門議員。

「大門議員」

では2問目です。

日明保育園及び水堀保育園の老朽化に伴う安全性の確保について質問いたします。

両保育園については、築40年以上経っており、老朽化が進んでおります。園児の安全面について、町として現状をどのように把握し、その対応をどのように考えているのかお伺いいたします。

(議長)

町長。

「町長」

大門議員の2問目の日明保育園及び水堀保育園の安全性の確保に関するご質問にお答えいたします。

施設老朽化に伴う安全面対策といたしましては、毎月開催している保育士との連絡会議

において、施設や設備の確認をし、施設の計画的な維持補修に努めるとともに、突発的な事案に対しましても随時対応を図っているところでございます。

また、保育園におきましては、火災や地震を想定した避難訓練を毎月実施しているほか、災害等の非常時における入所児童や職員等の生命と安全を守るための防災マニュアルを策定し、安全性の確保に努めているところでございますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

はい、大門議員。

「大門議員」

再質問です。

目に見えるところは老朽化の、まあ古くなってるところなんで修理とか、そういうので対応していると思いますが。築年数先ほど言った通り、40年以上経っているのです、先ほど町長も言っていたように、災害時、地震等がおきた場合、倒壊の恐れとか、そういうことがないのかどうかもちょっとお伺いしたいと思います。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

施設の老朽化に伴う倒壊の恐れというご質問でございます。

具体的には私どもの方で、その施設の耐久度がどのようになっているのかという部分の調査をした経緯はございません。ただ、この地域において大規模な地震が発生した場合につきましては、まったくその、その程度にもよりますけども、施設のあり方といいますか、施設がどの程度維持できるのかという部分については、その状況に応じて検討していかなくゃならないものと考えてございます。

ただ、日常的な保育業務におきましては、目視であつたりだとか、また日常生活において気付いた部分については随時補修を加えながら、維持管理に努めておりますので、ご理解を頂ければと思います。

(議長)

答弁になってるのか。

いいですか。大門議員。

「大門議員」

再々質問です。

地震などの倒壊の恐れが分からないということであれば、万が一地震がきた場合倒壊し、中にある保育園児が怪我する場合もあるし、避難もできない状況になると思うんで、それはちょっと早急に調べる必要があると思いますが、どうでしょうか。

「町民福祉課長」

町民福祉課長。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

まず地震等の災害が起きた時の対策としまして、先ほど答弁させていただいておりますが、防災マニュアルということで定めてございます。例えば、地震に関してましては、揺れの状況に応じて、すぐ園内から避難をする。また、火災等においても同じように、その状況に応じて対応を図るというふうにしてございますので、まずは日常の保育業務の中で、危険を察知する。した場合においては、マニュアルに沿った避難。子どもの生命、職員の安全、生命を守るという対応を図ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(議長)

いいですか。

「大門議員」

はい分かりました。

(議長)

以上で、大門議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に西海谷議員の発言を許可いたします。

「西海谷議員」

はい議長。

(議長)

西海谷議員。

「西海谷議員」

それでは、私の方から江差町における地域防災について、3つに分けて質問させていただきます。

今月1日は防災の日であり、更に6日は胆振東部地震から1年目となります。各地で防災に関する様々な取り組みがされておりました。当町でも、道主催でありましたけれども、小中学生の一日防災学校が行われたところがございます。昨年、江差町、地域防災計画が策定され、基本は互助、いわゆる自らの安全は自ら守る。互助、町民等がお互いに助け合う。そして、公助、町及び関係機関が実施する対策をすることである。このようにされております。特に住民は、自らの安全は自らで守るといふ、互助も含めて、最大限の防災に関する対応はするわけではありますけれども、公助、つまり行政として、各関係機関と連携をし、最大限の防災に努めなければならない。このように思っております。

そこで1点目でございます。各機関、関係機関との連携はどのように行われているのか。

2点目として、地震、豪雨等、様々な自然災害に対する住民の防災意識向上を図るため、訓練や教育をどのように実施されているのか。

そして3点目。津波避難路は、町がそれぞれ指定しております。その避難路等の管理は、どのように行われているのか、お伺いいたします。

(議長)

町長。

「町長」

西海谷議員のご質問に対するご答弁の前に、胆振東部地震から1年、改めまして、お亡くなりになられた方々へのご冥福と、被災された方々に衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い完全復興を願っていることをこの場をお借りいたしまして、申し上げますと思います。

さて、ご質問の地域防災に関してのご質問について、ご答弁申し上げます。

1点目の関係機関との連携についてでございますが、自衛隊、北海道、警察機関、消防機関を初めとする19の機関で組織している、江差町防災会議において、平常時から情報交換を行うこととなっている一方で、本年5月に実施した避難訓練では、警察署、消防署、北海道にも要請し、実際に参加して頂き、加えて自衛隊、海上保安署とも伝達訓練を行う等、災害時における対策について確認を行ってきたところがございます。

2点目の訓練や教育に関してですが、地震津波を想定した実践的な訓練として、前段申し上げましたとおり、本年5月に2つの町内会、自治会に参加して頂き、避難訓練と避難所運営訓練を実施いたしました。また、町内会が実施する防災訓練に担当職員を積極的に参加させ、図上訓練を行うことで、地域における防災対策への意識と強化が図れているも

のと思っております。今後、未実施の町内会にも積極的に開催を呼びかけ、更なる意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

加えて、1月から2月にかけて開催した、防災をテーマとした地域別まちづくり懇談会においても、町内会の皆さんと防災に関して意見交換をさせて頂き、共通認識にたって、今後の防災、減災対策につなげるものと確信しております。

また、北海道の呼びかけにより、町教育委員会及び各学校が連携し、1日防災学校が実施されているところがございます。児童生徒が命を守るという防災への意識付けと防災について考える1日となるもので、防災教育としての一翼を担っているところがございます。

3点目の避難路の管理です。避難路の形態は、道路、小路、治山に伴う管理用階段等で異なりますが、整備の中でも草刈りに関しては、形態により町内会または職員による直営で行っている現状であります。このような避難路の形態から、町内会による草刈りに対する意識も異なっていることは否めないところですが、今後は状況を確認しながら、避難路として利用できる状況を確立するため、時には委託できる環境も整えながら、町内会とも協議、連携し、避難路の管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

西海谷議員。

「西海谷議員」

再質問いたします。

私は防災に関しまして大事なものは、本当に有事の時にいかに迅速に対応できるかと。日頃から防災の意識をどれだけ持てるか、心構えしておくか。こういうことが大事なのかなと思っております。皆さんご記憶だと思いますけれども、東日本大震災の時に釜石の奇跡っていう、小中学校の子供達が99.8パーセントが、いわゆる生存したというか。それを釜石の奇跡って当時言われました。私はこれは奇跡ではないっていうふうに思ってるんですよ。やはり、この子ども達は日頃から、防災意識が高くて、そういう意味では日頃からの教育、それから訓練、それらの結果がですね、いわゆる奇跡を生んだと私は感じております。そのことからですね、いかに実践的な訓練が、そして教育を繰り返して行うことが必要ではないかと、このように思っているわけでございます。

従いまして、今年5月に避難訓練2町の町内会、自治会で行いましたよと、関係機関含めて。という答弁でございましたけれども、やはり各地域ごとにですね、定期的に、定期的に実践訓練を行うことが私は必要だと思っております。そのことにつきまして、どのような、必要と思われますけれどもいかがでしょうか。

それからもう一つ。昨日今日この台風15号ですが、千葉県房総半島、南部の方ですね、大規模な停電がまさしく今されております。私は東部ではない、ごめんなさい。東

日本でなくて、去年のブラックアウト、これを本当に思い出したんですよ。そういう意味で、先般ちょうど新聞に各市町村の、本庁舎非常用発電機設置状況が記載されておりました。そのことを踏まえましてですね、当町ではどのような状況になっているのか。お尋ねいたします。

(議長)

はい、総務課長。

「総務課長」

ご質問にお答えさせていただきます。

まずは1点目の災害時迅速に対応するために、常日頃からの意識、心構えが必要だという主旨の質問かというふうに思っています。私どもも議員との思いは同様でございます。ここ数年、町長もおっしゃってましたけれども、町民参加の避難訓練を行っておりませんでした。本年5月に2つの町内会に参加をしていただいて、避難訓練と避難所運営訓練を行ってきたことにつきましてはですね、実践的な訓練ができたものというふうに捉えておりました。今後につきましても、地域を変えながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、これにつきましても町長の答弁と重複しますが、町内会が実施する際に、図上訓練も行っておりますことから、実施していない町内会につきましてもですね、積極的に開催を呼びかけながら、私どもも参加させていただいて、更なる意識の高揚を図ってまいりたいというふうに考えています。

それと2点目の、役場庁舎の非常用電源の状況についてでございますが、町内の蛍光灯の全灯でありますとか、それから各種システム、これらを全ての機能を平常時と同様に使用した場合にはですね、報道にあったように8時間というふうになります。ただ、ブラックアウト時にはですね、最小限に抑えたということで、20時間の稼働実績となったのも、これもまた事実でございます。このような状況でございますけれども、給油を繰り返すことで、72時間以上維持できるものでございまして、燃料、当町の場合につきましては、軽油でございますが、この燃料備蓄はしておりませんが、函館地方石油業協同組合との協定によってですね、加盟している町内2業者からは優先的に給油されるということになっております。また、報道にもあったようにですね、道路が寸断で供給が遅れるという報道もございました。孤立というふうになりますとスタンドに供給されないことは否めないところでございますけれども、スタンドでは販売のための燃料備蓄はして、ストックはしている状況でございますので、災害時直後にですね、あらかじめ72時間対応分の燃料を町内2業者にストック、または供給を要請しておくことで、72時間の稼働は可能ではないのかなというふうに思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

「西海谷議員」

はい、終わります。

(議長)

はい。以上で西海谷質問の一般質問は終わります。

(議長)

次に小野寺議員の発言を許可いたします。

「小野寺議員」

はい議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

それでは早速始めます。

最初に檜山沖の大規模風発事業についてお聞きしたいと思います。

午前中に塚本議員の一般質問でもありました。一定程度ダブる部分もあるかもしれませんが、あらためて私の見解も含めて述べさせていただきたいと思います。

今回、この事業については、環境影響評価の部分で第1段階、いわゆる計画段階配慮書という部分で入っております。それを見るしかないんですけども、それで若干質問に入る前に、おおよその点、配慮書によって分かる部分を少しパネルで説明したいと思います。

最初にどれだけ大きいか、日本国内でももちろんですが、世界的にも最大級の風発でございます。少し他の風発と少し比較した方が分かりやすいと思います。他と言っても江差の中で少し比較したら分かりやすいんですけど、この私の指差している一番、私で言うと左のそこなんです、これは現在の江差の町にあります元山、元山風発の現在の高さです。現在28基あります。色々私も特別委員会、100条委員会で論議しました。あの元山の風発が高さ100メートル、地上からですね、これは陸地で、羽根の直径で言いますと50メートル、これは現在の28基。で、ご存じのとおり今この風発は時間、年数が経っているということで、全部撤去して建て替えます。今これも環境アセスで入っておりますが、一応その環境影響評価の書類を見ますと、高さが150から155メートル、羽根の径が120メートルと、少し大きくなります。それで、この部分が非常に元山でも大きくなるということで、環境アセスでも色々出ております。今日はその部分については触れません。

それで、今回、檜山沖に作ろうとしている配慮書、先ほど言った書類で見た限りで、最

大で先ほど塚本議員からも質問がありましたが、最大で260メートル、260メートル。これは洋上です。固定するかもしれませんが、浮かせるかもしれない。いずれにしても水面下260メートル。羽根の径で220メートル。途轍もない大きい。先ほど言いました、日本でも最大級、世界的にも本当に最大級の部類です。分かりやすく言うと、東京都庁、まあ建物と風車の高さというのはなかなか比較するのはしんどい話ですが、高さからいけば、例えば東京都庁で243メートル。東京都庁で243メートルですから、単純に羽根の一番高いところの260メートルは、東京都庁よりも高いと、大きいと、いや高いということになります。ですから今後、事業が展開するとすれば、事業の量、事業費、また与える環境等々についても相当な論議をしっかりとやっていかなきゃならない。

それからもう一つ。これも配慮書から見て分かることなのですが、檜山沖、上ノ国からせたな、その海域の中で、場所によって違うんですけども、私の質問通告で少し間違えました、かもめ島から、質問通告には500メートルと書いたんですが、きちっと見ますと1キロ、1キロは離します。これは眺望の関係、景観の関係で1キロは離します。また、普通一般民家あるところは、居住地から500メートル、これが500です。ですから、この江差の沿岸、泊だと、で、住宅があるところは500メートルは離すということで、このオレンジ、オレンジのところは風発、先ほど言った最大級、場合によっては海面から260メートルの風発が建てる想定しているところでもあります。もちろん、まだこれから調査入りますので、ここに建てるか、ここに建てるかはこれから、方法書、次の環境アセスの2段階目で、それは具体的に出てくるでしょう。単純に一行で並ぶとすると、ほぼ1キロごとに1基ずつ建てられます。単純にいけば、そうすると江差、かもめ島沖にも何基かは、その巨大な風車が建つと想定される。これが概要であります。

それで質問に入ります。おおきく二つに分けてお聞きしたいと思います。

配慮書を見ますと、まだまだ詳しい点は今後の方法書によるということになっておりますが、この配慮書を読んでも相当の事が分かります。自治体及び漁業協同組合との協議を踏まえて、今回のこの洋上発電所の実施想定区域、先ほど言った、この区域には建てることは考えていますというその想定区域、ここに自治体つまり江差町も入ると思うんですが、それと漁業協同組合、ひやま漁協と当然読めますが、そこと協議して、踏まえて、今回の計画を出しているというふうにかかれております。今後の江差の漁業のあり方、檜山の漁業のあり方が大きく変わるかもしれない。大規模な事業計画であります。江差町として、漁業、漁場、これを守ること。また漁業の発展に寄与するのかどうか。こういうしっかりとした大事な点がこれからどのような協議をしたのか、この間どのような協議をしたのか、意見を述べてきたのか。また、漁協、漁業関係者、どういう意見交換をしているのか、教えて頂きたいと思います。

それで大きく2番目でございますが、先ほど言いました。今後アセス、まあ3段階、4段階、大きく言うと3段階のヨーイドン。1回目の法律に基づく配慮書の縦覧が今始まっております。それで、これ法律に基づいて、各都道府県、北海道知事そして各関係自治体

の意見が求められます。この間、江差でも環境アセス、風車の関係でいろんな段階でありましたが、ネットを見ると、江差町の意見、意見無し、というのがありました。で、よく見ると、結構、北海道の段階、審議会の段階、いろんな意見が出ている。あれ何でこういことが江差町から、地元から意見が出ないんだろということ、率直に私感想としてこの間みていました。過去のことは今日は取り上げません。今まさしく、これまでに倍する、いや3倍4倍もっと大きな事業になります。江差町として、しっかりと意見を出していかなければならないと思っております。先ほども出ておりました関係課との連携協議、これ本当に必要なると思えます。

具体的に3つの点についてお聞きしたいと思えます。挙げれば各種あるんですが、一応私3つに絞って、この配慮書に対する検討事項についてあげたいと思えます。

1つ。騒音についてであります。この事業者の配慮書、本文200ページ、300ページ、資料を見ればどれだけでしょうかね。400ページ、500ページ、膨大な配慮書なんですけれども、その中でしっかり私読み解けたかどうかなんです、騒音については、発電機、先ほど言った風車ですね、設置想定区域から2キロの範囲において、住居が2,433軒、学校病院等7施設が存在するということが書いてあります。で、これは、江差の項目です。江差町としては2キロの範囲、先ほど言ったもし風車を建てるとすると、その風車から2キロの範囲には住宅が2,433、学校病院等が7施設。江差町としてですよ、江差町の地域としてということが書いてありました。で、町側に対して、今後こういうことについての意見を求められることになるんですが、事業所としての見解もきちっと書いてありました。2キロの範囲を含めて、騒音の影響が生じる可能性があるかと予測する。これが事業所としての現時点での見解です。こういうことを事業所としての、事業者としても認めているわけでありまして。町としてしっかり、事業者に対して、騒音影響が生じないよう万全の対策を取るよう、まず今回のこの配慮書に対する意見で求める必要があると思えますが、この点についてどうか。これが1つ。

2つ目。これは騒音とのある意味同じくりになりますが、一応騒音と分けて、超低周波音について述べます。この超低周波音については、全国で裁判闘争も含めて大きな問題になっておりますが、なかなかマスコミ等でも取り上げられる部分が少なくよくわからない部分も率直にいつてあるかもしれません。この点について、配慮書の中には、超低周波音、低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見が確認されていない。こういう理由で、今回のアセス、環境アセスの配慮書の検討項目には残念ながら入っておりません。ただ、この配慮書の中には、事業者はこういうことを言うておりました。次回以降、ですから方法書になるのか、環境影響評価書になるのかまでは言うておりませんが、次回以降のアセスで、超低周波については、適切に調査等行うと含みは残してあります。逃げられるかもしれない。この超低周波、健康被害問題、先ほど言いました全国的に裁判闘争等も続いてあります。これらをしっかりと配慮して低周波音については事業所も述べたのかもしれません。私この健康被害が顕在化してからでは大変遅いと。アセスの方法書

の段階で調査、予測及び評価を行うよう、江差町として求める必要があると思いますが、この点についてどうでしょうか。

この点について最後。3つ目であります。景観について。これも先ほど塚本議員の方からも出ておりましたが、私からも改めて触れたいと思います。先ほど訂正させていただきました、そのかもめ島から1キロ先、1キロです。500ではありません。1キロ先に高さ260メートルの風車が建つかももしれない。実際の調査によっては、水深の関係もありますので、必ずしも1キロ先とは限りませんが、一応想定では1キロ先。可能性がります。で、島の景観に対する影響はどうか。事業者の配慮書の中にはこうふうふうに書いております。風力発電機に対して、圧迫感を感じる等の影響が生じる可能性がある。こういうふうに配慮書の中で事業者も認めております。私、いろんな環境影響評価書を見ております。新幹線の関係、上ノ国八雲等の風車の環境影響評価、いろいろ見ておりますが、一定の調査はして、いろいろ検討はするけども最後には影響なしということで終わってしまうのが大方でありました。しっかりと現時点の配慮書の段階から江差町として、こういう恐れがあるのであればしっかり対策を取ること。そういうことを町長の意見として現段階から述べる必要があると思いますが、この点について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

「町長」

はい、町長。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小野寺議員の檜山沖の大規模風発事業にかかる事業者との協議の経過についてのご質問でございます。

まず漁業の発展に寄与するの点につきましては、区域調査や海域等の基礎調査が出た段階において、また、事業者の計画等を十分に精査し、関係機関や漁業関係者等と協議のうえで判断したいと考えております。

次に漁協、漁業関係者との意見交換の経緯についてですが、平成30年10月及び12月に、檜山漁協理事会において、洋上風力発電計画に関する協議を開催し、檜山漁協としては、水揚げの低迷やこの先の組合員数減少を見据え、調査は一部漁業者への収益へと繋がることとして承諾することとし、合わせて、各地区に対し、各地区の意見の聴取を行うよう要請しました。その要請を踏まえ、平成31年1月に江差地区の漁業者で総代会を開催し、調査の実施については承諾をされております。その後、2月に事業者が江差地区の漁業者に対し、計画説明会を開催し、漁業者から調査は了承するが、調査結果が出た段階で再度

協議をお願いしたいとの意見があり、それに対し事業者からは結果が出た段階で漁業に支障がないか等、具体的な協議をし、理解が得られるのであれば計画を進めていきたいと回答を頂いているところでございます。

その後も漁業者での協議は継続しており、町といたしましても、今後も漁協、漁業関係者をはじめ、議会並びに関係機関とも十分な時間をかけた協議を実施し、本事業の取り進めを判断したいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に江差町としてこの間、事業者側とどのような協議をし、また、意見を述べてきたかのご質問であります。事業者側からのこの度の計画概要や今後の見通しについての説明が主なものであり、具体的な協議といった段階には至っておりません。

また、意見につきましても、小野寺議員ご指摘のとおり、景観や騒音、振動等の自然環境等に対する懸念や、漁業者やハートランドフェリーをはじめとした港湾利用関係者等との合意形成等、いわゆる一般論としての域を超えない範囲の意見を述べさせていただいております。

次に、環境アセスメントに関する町長意見についてのご質問であります。議員ご指摘のとおり、現在、環境影響評価法の規定に基づき、電源開発株式会社が檜山沖にて計画をしている仮称檜山エリア洋上風力発電事業に関する計画段階環境配慮書の閲覧を、本年の8月30日から9月30日までの期間、役場のまちづくり推進課にて行っております。小野寺議員からは、配慮書を一読された中で、騒音、低周波音、景観といった具体的な項目について意見を付すべきとのご質問であります。町といたしましても漁業者はもとより、住民の健康被害や景観、自然環境、更には住居や施設、海上交通等、懸念されることが多岐に渡ることから、今後の関係課と協議の上、地域への影響を最大限考慮した形で意見を付してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

なお、令和元年8月30日付けを持ちまして、北海道よりこの度の配慮書に関する意見照会があり、10月4日までの回答となっていることを申し添えます。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

この点で再質問をいたします。

今町長からお答えありましたが、本当にあの、10月4日という今回の1回目の意見を求められております。この環境影響評価で言うと、方法書、それから環境影響評価書そのもの。まだ段階ありますけれども。私、ちょっと再質問でお聞きしたいと思うんですけれども、江差町として、町長というより、江差、我々自治体本当に関係者、住民全員が関係者だろうと思うんですが。江差町が今後求められる法律的な点で言うと大きく2段階ある

と思います。細かい点はまだありますが、大きくいうと2段階あると思っております。

1つが、今直接述べた環境アセス。で、2つ目が午前中、塚本議員と質疑でやりとりありましたが、先ほどの新しい法律。通称再エネルギー利用法って言い方も俗っぽく言っておりますけれども、洋上風車を促進するというその法律。この法律で、先ほども出てましたが、促進区域、ですから現在は実は促進区域でないで、現時点ではまだこの法律に基づいて建てられないんですけれども、後追いで、仮に促進区域が指定されれば、建てられるということになるんですが、その法律に基づいた促進区域を指定する時の協議会、ここに関係自治体。ですから当然江差町も入る、北海道だとかですね、その協議会、この海域、洋上風車作ってもいいですよ。促進してもいいですよ、という、その決める協議会。その話し合いをする協議会。ですから、その場でも色々町としての意見が求められる。大きく言うと2つ。それで、環境影響評価もそうですし、それから促進区域決めるための協議会もそうですが、その都度その都度江差町としての判断だとか、見解だとか、そういう対応は私、今度のこれだけ巨大な事業についてはもう追いつかない。間に合わない。と思います。先ほどもちょっと午前中の答弁もありました。先ほどもありましたけれども、改めてお聞きしたいと思いますが、本当に町民、行政、関係者、漁業関係とかですね、それから、兎にも角にも専門的な分の方が入らないと、なかなか太刀打ちできない。そういう専門家の方を交えて、突発的にやるのではなくて、恒常的な検討会。先ほど勉強会云々とかありました。それかもしれませんが、そういうきちっとした仕組みを作って、検討会等を恒常的に作って、その中で研究もする。検討も重ねる。誤りのない判断を、その中でしっかりと作っていく。それで環境アセスがあったら、その場でまた環境アセスについて意見を言う。先ほど言った促進区域の協議会の中で何かあったら、そういう検討会の知見を、それこそ知見を使って意見を述べていく。そういうことが必要だと思います。そういう仕組み作りについて、改めて、課長になるんでしょうか、ちょっと見解をお聞きしたいと思います。これが再質問の1つ。

再質問、2つ目。それで、正直言ってどうしたらいいのかっていうことがあります。どうしたらいいの。それで、これは、実は全国的というか、全世界といった方がいいでしょうか。ヨーロッパ、デンマークとかスウェーデンだとか、そういうところで、もう10年も20年も、30年もかな、洋上風車は少しずつ少しずつ開発されてきて、ヨーロッパの方はもう先進的に行われておりますが、そういうところで何をやっているか。そして、そういう世界的な先進例を学んで、日本でも一定の先進地自治体で何をやっているかなんですが。そういうところでやっているのは、自治体自ら、ここは風車の例えば洋上でも良いです。洋上のところで、ここはこういう土地利用が可能ではないか。ここは風車としても有効活用が望まれるのではないか。そういう段階的に地図に色分けして、地図上だった土地利用、開発を促すということで、ゾーニングという言葉。これは行政の方、もしかしたら知ってるかもしれませんが。国でも北海道でも既にそういうゾーニングという名前で、各自治体でそういうものを作って下さい。策定のマニュアル等も実はもう作っております。

積極的にそれぞれ自治体で、港湾の利用だ、漁業の活用だ、地域との共存、そういう点でやってくれと。環境省、北海道でも策定を自治体で進めましょうという方針が今出ております。まだ沢山あるのかもしれませんが、近間で言うと岩内町がモデル事業ということで、補助金も使いながら、もう既にゾーニング、岩内町の海岸も含めて、こういうふうに促進してく、もしくは規制していくということをもう作っております。私、この江差町で今回のこの配慮書には残念ながらそういうことは間に合わない。さっき言った、10月4日ですから、もう到底江差町が頑張って意見を述べということになると思いますが、今後、まだ方法書、協議会まだ時間があります。私は間に合うと思うんです。ぜひ、そういうゾーニングは江差で作る。かもめ島の前の何キロ以内は、そういう風車は作っては駄目ですと。困りますと、というようなことも含めて、しっかりとこういう検討を全国的な事例、環境省や北海道の策定マニュアルも参考にしながら、ぜひ私は作るべきだと思いますが、この点についてお聞きしたい。

再質問で最後です。

で、実は、この配慮書を見るのは大変なんですよ。縦覧期間が終わったらもう見れないんですよ。それから今縦覧ですけれども、ネットにはあるんですが、ダウンロードできないんですよ。私新幹線の時、某自治体に行って色々一生懸命見てたら、書き取ってたらですね、その自治体の方が、一生懸命ですねって実は新幹線のアセスの本全部化してくれました。こったら分厚い。貸してくれましてけれども、本来はきっと駄目なんでしょうかね。貸せませんよねk、きつとね。なので、この環境省で実はですね、そういうことは駄目だと、いくらまだ計画段階とって、事業所としてもなかなか公開ははできないかもしれないけれども、この重要な環境アセスの部分でいうと、閲覧期間が終わってもちゃんとネットに載せておきなさい。公開しなさいってことを言ってるんですが、現在のところ環境省でもまだ事業所の同意を得た場合は、まあそういうふうにしてもらいたいと。逆に言うと事業所の同意が無かったら、公開残念ながらできない。ダウンロードもできない。困ったもんなんです。しっかりと私、こういう点も町長ぜひ、事業者にこれだけ膨大な資料を細かな資料についてはですね、きちっといつでも見れるように公開してくれということも合わせて、私は求める必要があると思いますが、この点についてもお聞きしたいと思います。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

はい。小野寺議員から今後のアセスあるいはその、洋上風力の推進に関わって、今後の懸念する部分で3点に渡ってのご質問でございます。

まず1点目のですね、洋上風力発電事業に関する町民や行政、関係者、専門家を交えた検討会の設置について、ございますが、まず現在実施されている環境影響評価の事業主体である電源開発さん、なんです、実はあの、法的根拠はありませんが、配慮書の段階で、実は各町で事業計画の説明会を行っております。そういった中で、参加された方々から種々意見をもらっているところでもあります。

それと、今後も方法書、準備書の段階においてもですね、電源開発さんに限ってはですね、そういった住民説明会を都度行っていきたいということをお話ししておりました。それで、町といたしましては、先ほどの町長の答弁にもありましたが、今段階、まず配慮書に対しての意見を北海道の方から求められておりますので、塚本議員の答弁にもありましたが、色々な見地から検討を加えて、想定される、あるいは懸念される部分は意見を付していきたいなと思っております。

また、方法書、準備書段階においてもですね、色々と意見を付していきたいなと思っております。

また、環境影響評価の検討会というよりはですね、塚本議員の答弁いたしました、勉強会といった形でまずはスタートさせていただきたいなと思っております。私自身もですね、今回環境影響評価法とか洋上新法、あるいは今回の配慮書見せてもらいましたが、非常に複雑で多岐に渡っております。そういった部分を考えますと、少しまずはゆるく入っていききたいというのが担当としての思いでございます。

それと2点目のゾーニングの検討についてでございますが、環境省や岩内町のホームページも私見させて頂きました。どちらかというと洋上風力を誘致するといった視点で自治体がゾーニング、計画を立てたんだろうなというような見方も一方ではされました。ただここでは、きちんと環境保全エリア、あるいは調整が必要なエリア、ここは促進していきましょうといったエリアをしっかりと書き込んでいるということ。それと、陸上施設の中で、港湾あるいは一次産業の振興、そういった二次的、三次的な波及効果もですね、しっかりとつかみましようといった計画になっていて、非常に今後の参考になるなと私も見ておりました。どこまで私ども、単体の町でできるか分かりませんが、ここは少しですね、勉強会も含めながらですね、北海道の方にもガイドラインがありましたので、道のですね、少し知見や意見を頂きながらですね、少し前に進めていけたらなと思っております。

それと3点目でございます。配慮書の縦覧期間の延長のことでございますが、実は配慮書を無期限にですね、することによって、後発の事業者がですね、その配慮書を、なんというんですかね、真似るといいますかね、そういう可能性があるということです。塚本議員の答弁にもありましたが、今後、この地域が有望な区域、あるいは促進区域といった段階を踏むにつれて、様々な事業者がこの檜山海域の洋上風力というものに群がるといったら言葉おかしいですが、来るんだろうということが想定されております。そういった部分

では、自社の知見を守るという観点からは、なかなか配慮書をそのまま残すというのは難しいということでございます。それと、配慮書自体は、今後自治体の意見あるいは住民の意見、審議会の意見、国の意見、そういうものを踏まえながら、配慮書、方法書、準備書、評価書と進化をしていって、最後完成形になるということですから、古いものが残っているのはいかがなものかということも一方で言われております。ただ、議員ご指摘の事業者側へですね、申し入れにつきましては、私どもの方からもさせてい頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

再々質問いたします。

1点目ぜひ、もう少し、こういう言葉使っていいかどうか、緊張感を持って、本当にとつともない事業です。多分、課長、ネット等で見たと思いますが、九州まあ福岡とか、北九州か。もう何年も前からですね、港湾を、いわば拠点港。ですから、石狩湾だとか、この辺ですと石狩湾、秋田とか、もう拠点港を先に整備して、いつでも巨大風車事業者が来たとしても、バックヤードも含めて使えるということも含めて、もう大変な事業。ですから、とてもじゃないんですが、港湾の活用で言うと、主は石狩湾にきつとなるのかもしれませんが、しかし、関連の事業としては、本当に新規としても、もしかしたらきちっと江差町にも波及、いい意味での波及があるかもしれない、また、先ほど言ったデメリットの部分もあるのかもしれない。とにかく、相当の仕掛けをしていかなかったら、江差町としての適切な、適格な判断ができないんじゃないかなという気がします。ですから、1問目についてはしっかりお願いしたんですが。

それで再々質問。私、今江差についてちょっと質問しましたが、考えてみれば、これは、どういう調査になるかは別として、少なくとも上ノ国からせたな町で海としては、一段の、一定の流れの中で行われます。そうしますと、先ほど言ったいろんな対策は、檜山一体でやらなければならない課題。アセスの方法書、これからですね、さっき言った促進区域指定するための協議会、まだ時間ありますので、個々の自治体の、それぞれの勉強会、検討会、研究会、まあそれはそれとして、頑張るとして。その横の連携、そこもですね、私しっかりと今から呼び掛けて、やっていく必要があると思うんです。最終的には自治体の意見ということで、違ってくることも、それはあるかもしれない。濃淡あるかもしれないんですが、でも客観的に調査する。研究する。専門的な方を呼んで、意見聴取等をしながら

勉強するということは、これは檜山全体でやった方が絶対効果的です。お金の関係も含めて。ぜひ私、やるべきだと思うんです。その点について町長でしょうかね、ご見解を伺いたいと思います。

(議長)

副町長。

「副町長」

簡潔に申し上げますが、おっしゃるとおり上ノ国からせたなの海域を、海底測量を含めて調査をすると、こういう段階でございますので、これは副町長会議であったり、檜山町村会の、実は議題というか、それにもあがってございます。そしてましてやこういった新聞報道もなされて、今議会、各町9月議会も経ているわけでございますけども、いずれにしましても、それぞれ温度差もあるかもしれませんが、檜山管内の共通事項として、取り上げることに間違いはないだろうと思いますし、そうしないと、それぞれの町の漁場というのは違いますし、江差をひとつ取り上げても、フェリー航路があって、風向きによって遠回りをしてまた進路をするわけですし、かもめ島という景観もあるだろうとか、いろんなところを踏まえて、でも一方では、さっき言った産業振興という側面やら、それから海底のケーブルがどうなるかということもあります。それもこれも海底の測量結果を踏まえた中で、全域の調査をした結果の中で、それぞれの町の区域のいわば指定が入ってくるだろうと、このように思っておりますので、檜山共通の課題として進むだろうと、このように思っております。以上です。はい。

(議長)

いいですね。小野寺議員2問目ですか。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

最後2問目に移ります。

表題として、高齢者の生活支援ということを書きました。

午前中、午後も含めてなんですが、本当に江差のまちづくり、来年度以降、色んな事業が走ります。そういう中で、ハードの側面のまちづくり、これはこれで午前中も室井議員が

かなり細かい点を質しておりました。私、もう1つやはり、この計画の中で総合計画等の中で、1人1人の生きざま、特に高齢者、元気な方は元気な方でまた頑張ってもらおうというその部分は、その部分で行政としても支援していかなければならないんですが、兎にも角にも、江差町として高齢者の生活支援、これも本当に私、しっかりと正しく来年いろんな計画が走る中で、謳いこんでもらいたい。この間、何回か取り上げて来ましたが、なかなかその点が非常に弱い、お金に係るといふことなのか、その点で、少しこの間、何回か取り上げておりましたが、また、出来れば少し角度、替えてお聞きしたいなと思っております。

1つ目ですが、先程もちよつと、小梅議員の中でも論議ありましたけれども、地域支え合い、これちよつちよつと、字、私、誤字でした。協議体、体の体ですね、会じゃなくて。地域支え合い協議体、というのがあります。そして、生活支援コーディネーター、いわゆるコーディネーター、コーディネーターの方の活動について。介護保険の制度が改正になって、その高齢者などの社会参加促進のための地域の支え合い体制の整備行おう、ということで、江差町でも法律に基づいた地域支え合い、支え合い協議体、生活支援コーディネーターの活動が行われております。それでこの間、3年、4年目でしょうか。これらの会議、活動の中で高齢者の生活の困難性について、これはこの間、何回か言ってきましたが、コーディネーターの調査、聞き取りなども含めて、いろんな意見がもう吸い上げ、吸い上げられている、はずなんです。吸い上げて、そしてその課題解決のために、もう何年も論議してきております。改めてちよつと、お聞きしますけれども、来年、色んな計画に押し込むためにも、本当にこの活動、今、どんなふうに進めているんだろうか。ただ、ただ、会議をして、ただ、ただ、意見を吸い上げて、そのまま止まってるんだろうかと、言いたくなるような、私の実は、疑問なんです。で、それで、改めて、しっかりとした回答を頂きたいんです。例えば先程もちよつとありましたが、まちづくりカフェの活動があります。これはもちろん江差町として、大学との連携もありますけれども、世代を超えた地域の交流を深めると。そして高齢者も含めた地域での支え合いを進める上で、本当に大事な事業と私も認識します。しかし、それと併せて、先程言いました高齢者の生活を支える対策、仕組み作りも、じゃあ、このまちづくりカフェの活動の中で急がれる案件であります。多分、この間、生活支援コーディネーターの地域に入ったいろんな聴取、それから、地域支え合い協議体の中で、いろんな論議、なってるでしょう。買い物が大変、病院に行く、大変、通院が大変、食事が大変、こういう論議、これが先程言った、いろんな論議がされているはず。それで質問なんですよ。重ねて聞きますが、これ総じて、生活支援体制整備事業ということで、括られておりますけれども、どのように進めようとしているのか。前と同じような答弁は聞きたくないんですが、改めてお聞きします。

それで、2つ目。で、この間、何回もこれも言うておりますが、特に、食事、近隣の町村、本当に頑張っております。よその町のこと、聞けば聞く程、江差町、困ったもんだと私、いっつも、思っております。食事の困難の方への対策、非常に遅れてる。というよりも、

何もない、と言わざるを得ない。どのような今、検討をされているか、しっかりとした答弁を私は、聞きたいと思っております。

「町長」
議長。

(議長)
町長。

「町長」

小野寺議員の2問目、高齢者の生活支援についてのご質問にお答えし致します。

まず、始めに生活支援体制整備事業をどのように進めようとしているのかという、主仕のご質問でございますが、本事業につきましては、議員ご承知のとおり、介護保険制度に基づき、住み慣れた地域に安心して暮らし続けるために必要な生活支援体制の充実強化を図り、且つ、地域における支え合いの体制づくりを推進するものでございます。当町におきましても、平成28年度に生活支援コーディネーターを配置し、まちづくりカフェを立ち上げ、翌29年度に地域支え合い協議体を設置したものであり、この間、町民の皆さんと共に、試行錯誤しながら様々な取り組みを行って参りました。今年度の活動をテーマにつきましても、協議体では、買い物をテーマに協議しており、また、まちづくりカフェにおいては、世代間交流における物づくりや、健康づくり、地域食堂等の取り組みや、検討を行っております。また、サービス支援の提供を行う介護予防日常生活支援総合事業につきましても、訪問、通所、生活支援の各サービスを実施出来るよう、関係課においても、関連要綱、要領の整備に向け検討中であります。住民の皆さんの活動から、今ある地域資源を生かしつつ、地域の互助を高め、住民主体のサービスが活性化されるよう、地域全体で、高齢者の生活を支える体制作りを進めて参りたいと考えておりますので、ご理解願えます。

次に、高齢者の食事が困難な方への対策でございます。実態調査を行っておりませんが、職員が訪問している高齢者宅の状況からも、調理をすることが困難な方や、料理が出来ない方がおられ、食事に苦慮されている高齢者がおれることは、認識しております。本、本年第1回定例会における、予算審議の際、担当課長よりご答弁申し上げましたが、既存事業である高齢者等在宅生活支援事業メニューの1つ、配食サービス事業につきましては、介護サービスでは網羅出来ない方への対応も踏まえ、現行制度の見直しに向け、検討を行っております。町直営による配食サービスを行うのは、かなり厳しい状況でありますので、地域支援でありますNPO法人や社会福祉法人等の協力を得ながら、少しでも利用者のニーズに答えられるような制度を構築して参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

次。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

何と申しましょうか。テープレコーダーを聞いているような、今なら、ボイスレコーダーと言うんでしょうかね。ま、大変、失礼な言い方しましたが、去年、聞いても同じ様な答弁です。

で、再質問。今まで、どうの言っても、もう、来年の4月に向けた、また、動いておりますので、もう、止めましょう。じゃあ、これは答えるとすれば、担当課長課も知れません。今の町長の答弁を正面から受けるとしまして、3月の議会からもう半年は経っておりますが、現在、来年に向けて何かやるとしても、近間で言うと来年度の事業ということになるかと思えます。課長段階で構わないんですが、今、食事の話も出ました。多分、買い物だってそうかもしれません。通院、買い物もそうかもしれませんが、一定程度、介護保険でやれるところ、いやいや、介護保険制度だとなかなか意図。そうすると、もしかしたら、町、介護保険とは違った仕組み作り、いろいろあるかも知れません。いづれにしても、先程出た協議体だとか、コーディネーターの方の色々な地域の把握などから、江差町として、財源にそれこそ限りがなかなか厳しい、限りがあるという点では、やはり絞り込みだろと思うんですね。江差町としてこういうところを今、この間の協議体だとか、コーディネーターの方の活動、まちカフェでも色々な論議がされてると思えます。1、2で構いませんけれど、こういう点で、食事もそうかもしれません。こういう点で今、ちょっと絞り込んでいるというか、課題を整理して来年度に向けてこんなふうに進めているとか、責めてそれぐらい教えて欲しい。去年、一昨年と同じような答弁を、町長、本当に聞きたくなかったんですが。それで、それが今、1点目。

2点目。それを踏まえてですが、どう考えても、来年度、介護保険でいうと、今度、8期でしたっけ、8期でしたか。8期の介護保険でいうと事業計画です。もちろんベース、町の独自事業となれば、総合計画等々に入れ込むということから行くと、しっかりとそれも、単独の事業というだけではなくて、江差町の全体の括り、そして介護保険でいうと、8期事業計画側に入れ込むと。それを今、やらなければならない。本当に時間がもう限られている中で、今どういうふうに行っているのかちょっとお聞きしたい、と思えます。

(議長)

高齢あんしん課、長。

「高齢あんしん課長」

それでは、まず、1つ目、1点目のことにつきまして、私よりご答弁さして頂きたいと思います。

まず、現在、地域支え合い協議体の方で、どのような活動の内容、しているのかということをお話しさせて頂きたいと思いますが、今年度は、買い物テーマにそれも従前までは、利用者さんがお店に行くという視点から検討されておりましたけども、現在は、お店屋さんの方が如何にしてその地域に入って行けるか、個人宅に行けるか。いわゆる、配達ですとか、移動販売、それらの情報についてを、一部の商店さんの商工会さんともお話しさせて頂いておりますけども、情報確認をしながら、少し調査を行っているものでございます。で、今後につきましては、それら一部地域における商店街さん等々の調査結果を踏まえて、とある地区を実証的な試験っていうんですか、どのようにその情報を見て頂いて、どのように利活用して行けるのかという状況の試験的なことを取り進めようという状況で動いております。これらの経過を踏まえまして、将来的には関係課との連携も必要となってきますけども、町内全域的な方に取り進めて行ければというふうに考えてございます。それとまちづくりカフェにつきましても、先程、町長答弁におきまして、かなり概要的なお話をさせて頂きましたが、現在、とある町内会さんと連携した形で地域食堂を、試験的に開いてみたいという取り組みですとか、すでに先行実施しております江光ビル跡地においては、定期的にラジオ体操通じた健康づくりの方、そして来られた高齢者の皆さんには、相談業務を受けおっているというような状況をやっております。

また、町内にあります任意団体との連携で、同じく食を提供出来るような態勢をちょっと検討しているという状況にもございます。これらの、地域づくりっていうんですか、地域で支え合える体制を踏まえながら、これも町長答弁にございましたけども、我々と致しましても、地域支え合いをやって行く上で、反面、いわゆる総合事業でどのような生活支援サービスを、そちらとリンクしながらとり進めて行けるのか。また、それをどう進めて行けるのかというのを踏まえつつ、現状を考えますとやはり、制、、すいません。要綱ですとか要領等々の整備が、まったくちょっと手をつけてない状態だということも理解してございます。それらを踏まえまして、今現在、我々当課におきまして、それらの制度の再構築を図ってるところでありまして、議員、先程おっしゃいましたとおり、来年度、第8期、介護保険事業計画策定になります。それらに盛り込んで行くために、現在、作業の方を取り進めさせて頂いておりますので、ご理解の方宜しくお願い致します。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

あの、是非、その総合事業に限らず、総合事業ではなかなか手が回らないところ、も含めて、それから、先程、ちょっと出てました直営はなかなか厳しいという側面、それも含めて、介護保険、もしくは、町単独事業などもしっかりと、入れ込むということで、頑張っ
て頂きたい。と思います。引き続きこの点については取り上げて行きたいと思いますが。

最後。確認させてもらいます。高齢者の生活支援、やはり一番大きいのは、介護保険その
ものです。介護保険で何とか生活している人は、本当に多い。その点で、これは確認な
んです。今全国というか、国がどんどん補助金を削って要支援1、2は、市町村任せ、来
年度のものしかしたら、法改正で、要介護1、2を国の責任を外して、市町村に投げると。
いうことも今、これから論議されようとしている。本当に市町村、大変だなと思います。
が、だからと言って、市町村で、そこを国と同じようかことをやられたら本当、私、困る
と思うんですが、つまり、必要な介護はしっかりと受けられるという体制を正しく、それ
ぞれの自治体、江差町が頑張らなければならないと思うんですが、その点で、ちょっと確認
させて頂きたい。

2つ確認させて頂きます。介護保険を受ける場合、その前段で要介護とか要支援だとか
ですね、その認定を取らなければならないんですが、その要介護などを私、要介護ですか
って、認定の申請することがあるんですけれども、確認です。その介護認定等の申請、希
望される場合、希望、町民が希望される場合、全ての申請を受理する。全ての申請を受理
する。とういうことで、確認して宜しいかどうか、その点が1点。

それから、もう1つ。これもちょっと私、気になってる点があって、ここで確認したい
んですが、介護保険で住宅改修、手すりだとか、色々あります。住宅改修のサービス、介
護保険であります、そのサービス、申請された時に決定するまで、事業が終わるまでも
含めて。大幅に遅れるということはない、適切な期間で処理されていると、いうことで確
認していいかどうか。この点について、お聞きします。2つ。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

まず、1点目の介護申請、介護認定の申請についてでございますけども、基本的には、
我々、窓口にてお客様がご相談等々に来られた場合につきましては、まず、介護の制度を、

誠心誠意、ご説明させて頂いております。それを受けた中で介護認定申請をされますか、されませんか、という最終的な判断をしているところ、最終的な判断をして頂いているところでございまして、まず、それらを拒否することはございません。その中で、我々が説明が少し悪いというような状況もあるかも知れませんが、その点につきましては、今後、検討して改善していければなと思っております。

それと、2点目の住宅改修につきましては、私ども、本日、本年度の情報しかちょっと持ってないんですけども、実際に申請されましてからそれら決定するまでの期間、工事期間をちょっと除くんですけども、早い方であれば、約2日でゴーサインが出ます。時間がかかる方については、2週間位かかっております。それは、住宅改修の内容によっては、かなり、大きな改修になる物、もしくは軽微な改修になる物で、その審査期間が少し、異なることになっておりまして、それら踏まえて、今の現状ですとそういう形になってございます。宜しくお願い致します。

「小野寺議員」

はい。以上で終わります。

(議長)

はい、以上で、小野寺議員の一般質問を終わります。

(議長)

以上で、今定例会に通告ありました、一般質問は全て終了致しました。
これで一般質問を終結致します。

(議長)

3時まで、休憩致します。

※休憩中

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

日程第5、報告第1号、平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題と致します。

報告内容については、お手元に配付の通りでありますので、説明省略し、直ちに質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
以上で、報告第1号は終わりました。

(議長)

次に、日程第6から日程第14までの各認定議案について、平成30年度における各会計の決算認定であります。

認定第1号、平成30年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号、平成30年度江差町水道事業会計決算認定について、までの各会計認定の9議案について、一括して議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

ただ今、一括上程となりました認定第1号、平成30年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について及び、認定第2号から第8号までの平成30年度各特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに認定第9号、平成30年度江差町水道事業会計決算の認定についてでございます。

9会計の歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項及び、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定を求めらるるものでございます。

認定第1号から第9号まで、ご審議の上、認定頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただ今、一括議題となりました、認定第1号から認定第9号までの各議案については、平成30年度江差町各会計決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続調査とす

ることと致します。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号から承認第9号までの決算認定は、平成30年度江差町各会計決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(議長)

日程第15、議案第1号、江差町立保育所条例の一部を改正する条例について及び、日程第16、議案第2号、江差町特定教育保育設備（正：施設）及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について並びに、日程第17、議案第3号、江差町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例については、関連ありますので、一括して、議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」（提案説明）

ただ今、一括上程となりました議案第1号、江差町立保育所条例の一部を改正する条例について、議案第2号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第3号、江差町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について、でございます。

令和元年10月1日から幼児教育、保育の無償化が実施されますことに伴い、関係する条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」（補足説明）

では、まず始めに、議案第1号及び第2号について、ご説明させていただきます。

議案書につきましては、13頁から23頁。資料につきましては、1頁から41頁と

なってございます。

まず、この条例改正の前提と致しましては、本年5月、幼児期の教育保育の重要性に鑑み、保護者の経済的負担を軽減することを目的に、子ども子育て支援法と関連法令の改正が行われたことに伴いまして、本年10月1日より、3歳から5歳までの全ての子どもの幼児教育、保育の費用を無償化することに加え、住民税非課税世帯の0歳から2歳の子どもにつきましても、同様に無償化の対象とされたことから、関係条例の改正を行うものでございます。

なお、給食費につきましても、自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則的な取り扱いとされたところでございます。

では、始めに、議案第1号、江差町立保育園条例の一部改正の概要について、ご説明させていただきます。本一部改正の主な内容は、3点となっております。

まず、1点目は、保育料の納付の対象者を3歳未満の保護者に限定してございます。

2点目に、保育料の額につきましては、江差町特定教育保育施設及び、特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則によるものとしてございます。

3点目に当町に住所を有する方が、他市町村の給付認定を受けて、他市町村の保育所等に入所する場合の保育料につきましては、当町の保育料ではなく、他市町村の保育料により納付することとしたものでございます。

続きまして、議案第2号、江差町特定教育保育施設及び、特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明致します。本一部改正の主な内容につきましては、条例中、広範に渡り、支給認定と表記しているものを教育保育給付認定に改めることを中心に、文言整理を行ってございます。

また、幼児教育保育の無償化の実施にあたり、事業運営上の原則に保護者の経済的負担の軽減への配慮を位置付けしてございます。更に、食事の提供に要する費用の取り扱いとしまして、3歳から5歳児につきましては、これまで保育料に含めていた給食費を分離し、住民税非課税世帯に属すること。第3子以降除いて、給食費として、徴収を行うこととしてございます。また、0歳から2歳児につきましては、これまで同様、保育料に給食費を含めた取り扱いとすることから、給食費としての徴収は行わないこと、などの改正を行うことが主な内容となっております。

以上で、説明を終わらせて頂きます。

(議長)

次、「学校教育課長」。

「学校教育課長」(補足説明)

議案第3号、江差町立幼稚園設置条例の一部改正について、ご説明致します。議案書は、25頁、資料につきましては42頁の資料4、新旧対照表をご覧下さい。

町長及び町民福祉課長からも説明あったとおり、幼稚園利用料が無償化となるため、保育料に関連する条文、第5条、第6条、第7条を削除するものでございます。10月1日から施行するものであります。宜しくお願いします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第1号、江差町立保育所条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。
よって、議案第1号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

次に、議案第2号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。
よって、議案第2号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

次に、議案第3号、江差町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について、原案に

賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第18、議案第4号、江差町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第4号、江差町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の改正に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」(補足説明)

ご説明致します。議案書につきましては、27頁、28頁でございます。定例会資料につきましては、43頁、44頁の新旧対照表となっております。

本一部改正の主な内容につきましては、住民基本台帳法施行令の改正により、本年1月5日から住民票や個人番号カード等への、旧氏の記載が可能とされることに伴い、印鑑登録におきましても、同様に旧氏を登録出来るよう、所要の改正を行うものでございます。

以上で、説明を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第4号、江差町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、
原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。
議案第4号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第19、議案第5号、江差町港湾管理条例の一部を改正する条例について、及び
日程第20、議案第6号、江差港マリーナ施設条例の一部を改正する条例については、
関連ありますので、一括して議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」 (提案説明)

ただ今、一括上程となりました、議案第5号、江差町港湾管理条例の一部を改正する条例について。議案第6号、江差港マリーナ施設条例の一部を改正する条例についてでございます。

本年10月1日より、消費税及び地方消費税の税率が10%に引き上げられることから、江差町港湾管理条例並びに、江差港マリーナ施設条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「産業振興課長」。

「産業振興課長」(補足説明)

はい。それでは、私の方から説明をさせていただきます。

議案書は、29頁から35頁となります。資料は、45頁から54頁の資料6、7をご参照下さい。

この度の条例改正は、いずれも、本年10月1日から消費税の税率が10%引き上げることに伴いまして、江差港港湾施設、及び江差港マリーナ施設の使用料の改正を行う必要があることから、提案させて頂いたものでございます。

ご審議の上、議決方、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第5号、江差町港湾管理条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の

挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

次に、議案第6号、江差港マリーナ施設条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第21、議案第7号、江差町給水条例の一部改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第7号、江差町給水条例の一部改正する条例についてでございます。

水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定の更新に掛かる手数料等を定めるため、江差町給水条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。「建設水道課長」。

「建設水道課長」(補足説明)

はい。それでは、私の方から補足説明致します。

議案書は37頁、38頁、定例会資料につきましても、55頁の資料No.8となります。改正内容でございますが、水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者につきまして、5年ごとに指定の更新を受けることが義務付けとなり、このことに伴いまして、これまでの指定手数料に加え、水道法第25条の3の2に基づきます、更新手数料を定めることから、江差町給水条例の一部を改正するものでございます。

変更内容につきましては、定例会資料55頁の新旧対照表とおりになりますので宜しくお願い致します。

以上が、補足説明となりますので、議決方宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第7号、江差町給水条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。
よって、議案第7については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第22、議案第8号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第3号)についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」 (提案説明)

議案第8号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第3号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、プレミアム付き商品券事業や、幼児保育無償化事業など、19事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,879万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億7,180万1千円とするものでございます。併せまして、地方債の補正をお願いするものでございます。

補正予算の内容、具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」 (補足説明)

それでは、私の方からご説明申し上げたいと思います。

議案書につきましては、41頁をお開き願いたいと思います。予算構成表におきまして、ご説明致します。

まず、財政事務(財務会計システム改修)でございます。来年度から、会計年度任用職員制度が導入されますが、それに伴いまして、地方自治法施行規則が改正され、歳出の科目の内、7節、賃金が削除されることとなりました。そのため、電算システムを改修するもので、予算編成の段階から、新しい科目体系で稼働させるため、今回補正をお願いするものでございます。補正額は39万9千円、全額一般財源となります。

次に、平成30年度障がい者医療費負担金等返還と次の平成30年度障がい者自立支援給付費負担金等返還でございます。いずれも、平成30年度の国庫負担金及び道費負担金の清算に伴う返還金でございます。補正額は、障がい者医療費の方が237万円、障がい者自立支援給付費の方が133万7千円、どちらも全額一般財源でございます。

次に、プレミアム付き商品券事業でございます。資料は57頁と58頁でございます。消費税の引き上げによる低所得者や子育て世代の家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費喚起などのために発行するプレミアム付き商品券の経費の補正でございます。これまでは、事務費の補正でございましたが、今回は、商品券のプレミアム部分の補正でございまして、補正額は1,100万円、全額国庫支出金でございます。

次に、障がい者自立支援給付審査支払システム改修でございます。本年10月から、幼児教育保育の無償化されることに併せまして、就学前の障害児の発達支援も無償

化となったことから、審査支払システムを改修するものでございます。補正額は、53万5千円、全額国庫支出金でございます。

次に、幼児教育保育無償化事業でございます。無償化の内容につきましては、資料1頁となりまして、先程、保育所条例等の一部改正の際に、説明があったところでございます。補正の内容につきましては、無償化に伴う電算システムの改修経費並びに説明会など、周知に係る経費などの事務費でございます。補正額は195万3千円、国庫支出金が181万円、残14万3千円が一般財源でございます。

次に、園児給食費補助保育所分でございます。幼児教育保育の無償化につきましては、幼児教育保育に係る経費のみを無償化するものでございます。給食費については、一部の世帯を除きまして、保護者負担とされているものでございますが、小中学校の給食費の補助と同様に3分の1について補助するものでございます。詳細につきましては、資料2頁の5、園児給食費補助をご覧頂きたいと思っております。補正額は45万円、その他財源と致しましては、子育て応援基金を40万円充当し、残5万円が一般財源でございます。

次に、水堀排水機場長寿命化対策でございます。財源更正でありまして、本年度より、道負担の割合について適用される範囲が拡張され、当該事業について道が一部を負担することとなったことから、道支出金を560万円増額し、地方債を同額減額したものでございます。

次に、檜山さけふ化飼育施設整備でございます。資料は59頁となります。さけ稚魚の放流数の増加を図るため、浮上槽10基の新設をする経費につきまして、檜山漁業協同組合に補助するものでございまして、補正額は100万円、全額一般財源でございます。

次に、町道除雪対策でございます。町道の除雪に係る作業員の賃金や重機使用料、あるいは防雪柵の設置委託や除雪委託などの経費について補正をお願いするものでございます。補正額は3,922万7千円、全額一般財源でございます。

次に、町道姥神中歌線道路照明LED化改良でございます。資料は60頁となります。いにしえ街道の道路照明9基をLEDへ改修するもので、補正額は220万円、財源と致しましては、株式会社ユーラス江差風力様からの寄付金190万円を充当し、残30万円を一般財源とするものでございます。

次に、除雪ドーザー整備でございます。こちらも財源更正でございます。社会資本整備総合交付金の内示額が示され、見込みを下回ったことから、起債の2次申請において手当をしたものでございます。国庫支出金を150万円減額致しまして、同額地方債を増額しているものでございます。

次に、普通河川陣屋川護岸改修工事でございます。こちらも財源更正でございます。本年度から、2か年限りで創設されました、緊急自然災害防止対策事業債としまして、地方債を充当出来ることとなりましたので、地方債を620万円増加し、同額一般財源

を減額するものでございます。

次に、檜山広域行政組合負担金、退職手当清算納付金分でございます。退職手当組合への納付金でございますが、3年に1度、退職者数に応じて清算され、不足している場合は、清算納付金を納付しなければならず、このたび、江差消防署の分で、清算納付金が生じたことから負担金分の補正をお願いするものでございます。補正額は、327万8千円、全額一般財源となります。

次に、北海道道德教育推進校事業でございます。昨年度に引き続き、道德教育の実践研究の推進校として指定され、北海道教育委員会から委託を受けることとなったことから、実践研究の事業を実施するための経費を補正するものでございます。補正額は21万5千円、全額道支出金でございます。

次に、中学校管理備品整備でございます。江差中学校の卓球台4台と、江差北中学校のコンサートマリンバを購入するもので、補正額は105万円。財源と致しましては、先程行政報告で報告もありました、匿名の寄附金100万円を充当し、残5万円を一般財源とするものでございます。

次に、子ども子育て支援新制度に係る私立幼稚園への施設型給付、幼児教育無償化分でございます。幼児教育保育無償化につきましては、私立幼稚園についても、実施されますが、無償化となった分、施設型給付の額も増額することから、増加分について補正をお願いするものでございます。補正額は256万6千円。財源でございますが、全額一般財源でございますが、本年度に限り、子ども子育て支援臨時交付金が交付されますので、そちらの方を充当しているものでございます。

次に、園児給食費補助幼稚園分でございます。先程、説明しました保育所の給食費の補助と同様、あすなろ幼稚園と私立幼稚園の給食費につきまして、3分の1を補助するものでございます。これにつきましても、資料2頁の方をご覧頂きたいと思っております。補正額は、町立幼稚園の分としまして3万7千円。私立幼稚園の分と致しまして、21万円の合せて24万7千円、財源と致しましては、子育て応援基金を20万円充当し、残4万7千円が一般財源でございます。

次に、文化会館非常用発電装置改修でございます。資料は61頁でございます。非常用発電装置の故障が発生しましたため、原因となっている児童電圧調整機の取替を行うものでございます。補正額は96万8千円、全額一般財源でございます。補正額合計では6,879万5千円。国庫支出金が1,184万5千円。道支出金が581万5千円。地方債が210万円。その他特定財源が350万円。一般財源が4,553万5千円となるものでございます。

それから今回、歳入を少し説明させて頂きたいと思っております。10月より自動車税、軽自動車税におきまして、環境性能割が導入されることとなっております。科目を創設し、見込み額を計上してございます。48頁でございますが、軽自動車税に係る環境性能割につきましては、一款、町税、3項、軽自動車税、2目、環境性能割に計上して

ございます。

それから、50頁をお開き願います。20款と致しまして、環境性能割交付金を追加してございます。自動車税に係る環境性能割については、道税でございまして、市町村に交付金として交付されるものでございます。歳入については以上でございます。

次に、45頁をお願い致します。第2表の地方債補正でございます。先程、補正予算構成表で財源更正として説明致しました、普通河川陣屋川護岸改修工事と水堀排水機場長寿命化対策、除雪ドーザー整備に係る起債の追加と起債額の変更でございます。追加の額及び変更額については先程説明したとおりであり、起債の方法、利率償還の方法は記載のとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

以上、簡単でございますが、説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第8号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第3号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第23、議案第9号、令和元年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」 (提案説明)

議案第9号、令和元年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては、平成30年度、介護給付費負担金等返還に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ976万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,528万2千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「高齢あんしん課長」。

「高齢あんしん課長」 (補足説明)

それでは、私よりご説明申し上げます。

議案書63頁の補正予算構成表でご説明致します。事業名は、平成30年度介護給付費負担金等返還でございます。介護保険会計におきます財源である国庫道費の公費負担につきましては、毎年度、終了時に清算事務を行うものでございます。平成30年度の公費負担の清算の結果、受領済み額を清算額が下回ったため、返還金が生じたので、補正をお願いするものでございます。議案書71頁にご記載のとおり、返還金の内訳につきましては、国に対する返還金が2本ございまして、併せて755万6千円。道に対する返還金がこちらも2本ございまして221万円。併せて補正額976万6千円、財源は全額一般財源で、繰越金を充当するものでございます。

以上、ご審議方、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第9号、令和元年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第9については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第24、議案第11号、江差町財政調整基金の処分について及び、日程第25、議案第12号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第4号)については、関連がありますので、一括して議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

ただ今、一括上程となりました、議案第11号、江差町財政調整基金の処分について。議案第12号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第4号)についてでございます。

まず始めに、第、議案第11号、江差町財政調整基金の処分についてでございます。令和元年度江差町一般会計において、江差町まちづくり推進交付金の財源に充てるため、江差町財政調整基金の設置、管理、及び処分に関する条例、第6条の規定により、財政調整基金を処分するものでございます。

続きまして、議案第12号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第4号)についてでございます。補正の内容につきましては、まちづくり推進交付金宿泊施設整備促進事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,814万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億2,994万

1千円とするものでございます。

具体的内容については、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

私の方から、議案第11号と12号につきまして、併せてご説明申し上げたいと思いますが、ただ今の町長、提案理由とほとんど、重複する内容でございますが、宜しくお願いします。

まず、議案第11号、財政調整基金の処分についてでございますが、議案の方は、議案目次その2の方になります。1頁となります。

次の議案第12号、一般会計補正予算、第4号における補正事業の財源に充てるために基金を取り崩すもので、財政調整基金の設置管理、処分に関する条例の規定により、議会に議決をお願いするものでございます。処分する額は5,814万円、処分する時期は令和元年度中となります。

続きまして、議案第12号でございます。令和元年度一般会計補正予算第4号でございます。議案その2の5頁、予算構成表でございます。江差町まちづくり推進交付金事業でございます。江差町まちづくり推進交付金交付要綱の規定に基づき、宿泊施設整備促進事業として、簡易宿所の整備について、交付金を交付するものでございます。補正額は、5,814万円、全額一般財源となるものでございます。

以上で、説明終わりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わり、終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

「議長」。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、議長。

それで今回は、全員協議会で論議されたことを踏まえての、改めて町としての提案ということになります。それで全員協議会、基本的に全員協議会は全員協議会、今日、本会議であります。改めてこの場で、基本的な考えをお聞きしながらまた、私としても、判断しなければならぬという点で、納得のいく答弁もお願いしたいなと思っております。

それで、まず基本的なことちょっとお聞きします。改めて、全員協議会でのおさらいにもなります。今、手元に改めて、江差町のまちづくり推進交付金交付要綱を見ております。これは、全員協議会でも私以外にも、論議、出ましたけれども、今思えば中々、このまちづくり推進交付金交付要綱が、少し不備だったなど、率直に我々、議会議員としても、私自身としても反省しているところでありますが、いずれにしても、これを元にして、今回の提案であります。

それで、ここに書いてあるのは、あくまでも宿泊施設整備促進事業、宿泊施設の新築増改築、その宿泊施設、この言葉、であります。これに則って、江差町としては今回の事業者から申請がありました、この事業について、交付決定したいということでもあります。つまり、江差町のこの要綱から見ますと、今、資料、提案されております資料、概要の中にも書いてあります。特に多目的利用計画も改めて私、見ておりますけれども、いずれにしても、江差町としては、これ全体を、つまり多目的室も含めて、交付要綱にある宿泊施設ということを見なしております。

それで、改めて確認致しますが、全員協議会でも論議なりました、多目的室、利用計画にあります、江差町としては、これが、多目的室という言葉で括っているにしても、あくまでも宿泊施設ということで、交付金を決定するということは、つまり、この多目的施設が、宿泊施設と一体として使われるという前提で交付金を出すと。つまり、宿泊施設と別ではないんだということ。で、その説明としては、とは言っても、一年間、4月から3月までフルシーズンで宿泊に利用するという事は、中々、困難であろうということで、今回、事業者から説明もあります。計画としてあります。4月から10月までの観光シーズンについては、ここの宿泊者以外が利用する場合、この活動に対して使用すること認めないと。逆に言うと、これを持って江差町としては、つまり、観光シーズンは基本的には、宿泊者が利用するので、まあまあまあ一年間とおしてではないにしても、たいこうは宿泊客が使うので、この多目的室が、宿泊施設と一体的に使われるという、そういう論立、筋立で、交付金を決定するということになると思うんですが。

それで、質問です。この多目的室利用計画に書いてある4月から10月まで観光シーズンについては、ここを使わないんだと、これを以って江差町は、この多目的室も含めて、全体を宿泊所とみなして、交付金を決定するということなのか。これだけなのか、これ以外にしっかりとした何か担保があるのか。このことについて、改めてこの本会議で、説明を願いたいと思っております。

(議長)

誰答えるの。誰。

ああ、「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

はい。

多目的室の利用計画につきまして、これまで、議員協議会でも色々とお話をさせていただきました。町と致しましては、今般、花工房さんから示された計画案を基に、宿泊施設と一体とした施設と認め、まちづくり推進交付金の交付をこの補正予算案に上程したところでございます。この利用計画案につきましては、今後、供用開始までの間にまだ時間がございますので、今後、事業者側と私供とこの計画の具現化に向けた、お話し合いをさせて頂きたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

はい。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

ちょっと、その意味合いをお聞きしたいんですが、つまり全員協議会で私も改めて、担保的なもの、確かに補助金ではありません。てきか法というわけでもない。とすると、先程言った要綱からも、残念ながらそれを律する条項もない。そういう意味では、私が全員協議会で主張した部分は、あくまでも町と、理事者側と町と事業者が、信頼関係で、でも、やはりそこは、きちっと、例えば、何らかな協定書なり、そういうものをしっかりと交わした上で、担保と言いますか、そのことを認め、これでやって貰うんだと。でも今の課長の話ですと、供用開始うんぬんってことありました。それちょっとお聞きします。今日、決めるのは、まず、基金の取り崩し、そして町の補正で決める、その両立で、我々の議会に諮るということになるんですけども。交付要綱からしますと、今回、申請がありました。今度、交付決定ですね、交付決定の段階、これはまた、次、後の段階ですね。更には、もう1つ、実績報告、そういう段階があります。仮に、今の課長の答弁を最大限、私、私といいますか、他の議員もそうかも知れませんが、一定程度、これを観光シーズン4月から10月まで、観光シーズンは本当に旅館と、ああ、宿泊施設と一体となって使うんだということを、担保が取れるという、そういう部分が課長として、それは出来るんだと。つまり、交付金額の決定だとかですね、もしくは、実績報告、これは、ちょっと、終わった後だから、あくまでも、交付金の、交付金の交付受けようとするその決定までが一番大事な部分だろうと思うんですが。それは約束出来るんですか。ちょっと、2問目なので、それがまず、きちっとお聞きしたいとい

うことと。

ついでに、2問目でお聞きします。他の法令で、もしくは、他の官庁の関係で、保健所でもいいでしょう。それから、ちょっと分かりませんが、建築確認等々等で、仮に、4月から10月までの期間に他の目的で使ったとしても、特段それは、法令的には、もしくは、他の許認可の関係で、特段そういう縛りが私はないと思うんですけれども、つまり、結果的には、江差町だけが今度のことについて、交付金が交付金たらしめるとすると、江差町だけがきちっとした対応がないと、結果的に作られた後、多目的室がどのように使われたとしても、つまり、本来の宿泊施設と一体的な利用でない方法が、ほぼ1年間で仮に使われたとしても、その縛りはまったくないということになってしまわないのか。という、危惧なんです。多分、私、他の他官庁の許認可だとか、法律等々でその縛りなんであり得ないと思うんですけれども、その点について、ちょっと確認したい。2点、確認したいと思います。分かりますか。

(議長)

「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

まず、交付決定の時期でございますが、事業計画をすでに皆さんにお示しをして、町の方でもヒアリングなどを終えておりますので、本議会でご議決をされたら、速やかに交付決定を行って行きたいと考えとります。

また現在、その他の目的で使用しても構わないのかとか、担保は取れますかというお話ですが、まず議員、この要綱を良くお読み下さい。主旨のですね中に、江差町補助金等交付規則に規定するものの他、必要な事項を定めるものとするという記載がございます。これは、江差町の補助金等交付規則というのは、財政法に則って、補助金の交付規則に則ってますので、要は、補助金の返還とか、そういったものも上位の法律に全部結びついてるってことですから、そこはご理解願いたいと思います。

それと、もう一方で、この利用計画案、担保出来ますかということですが、何回も申し上げますが、交付決定後、供用開始までの間に時間がございますので、あくまでも計画の順守につきましては、こちらの方から、お話をして頂きたいと思います。

以上でございます。

(議長)

はい。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

課長、ごめんなさい。ちょっと不勉強でした。あの今ここですね、大事なところは、

私も、前に、第1の趣旨のところ、確かに課長、今回の部分については、江差町補助金等交付規則に規定するものの他、必要な事項を定めるものとするって、ありがとうございます。では、これ、いや、これ、あくまでもですね、補助金の場合はきっと補助金等交付要綱なんでしょうけども、補助金と同じで、同じく取り扱うということですか、これ。補助金、国でいうてきか法、つまり、そういうことを、だとすると、ちょっと、ごめんなさい。私、今まで、ずうっと枕詞でしゃべっていたことが、間違いだということで、自分自身の発言を撤回しなきゃならないですが、申し訳ありません。だとすると、だとすると、じゃあ、ここの、その何か付属資料のところに書いてあるこれは一応そういうことで努力しますよとかの如く、ではなくて、しっかりと、この計画書の中に、どっかでうたわなかったら、これだらあまりにもですよ、概ねこんなことでしますよと、これ、その、仮にですが、てきか法等などで、しっかりとした事業計画で、4月から10月までは、観光シーズンの間は、宿泊者以外が利用する場合っということについて、これは、やらないんだと、こういうことなんだと、いうことについて、この事業計画書の中で、しっかりとそれを、補助金で仮に、てきか法で、こういう取り決めなのが、守られなかったから、法律もしくは、江差町でいうと、この要綱ですか、に違反するんだと、というようなことで、そういう位置付けになるんですか。この、あたかも、資料に書いてある。この4月、10月まで、うんぬんとちゅうことは、他に何処にもないですよ多分。あれば教えてもらいんですが。どっかに、きちっと、この建物については、多目的利用の計画についてはかくかくしかじかで、4月から10月まで、うんぬんだということが、しっかりと、この建物の本体の利用として縛るものが、ここだけでいいのかどうか、これだけでいいのかどうか。そして、何回も言いますけれども、今、課長教えて頂きました、江差町補助金等交付規則に則って、この資料だけで、もしそうでないということは、じゃあ何か今後取るんですか。2年後、3年後か分かりませんが、実績計画として、あくまでも、これは、一回目の実績計画だけで終わりですよ、実績報告。今後、どういうふうに、それを裏付けするんでしょう。ごめんなさい、不勉強で。江差町補助金交付規則ちゅうこと、しっかりと読み込まないで、質問して、大変申し訳ないんですけど、それはどの様になるんでしょうか。教えて頂きたい。

ごめん、3問目になので、しっかりと、教えて頂きたい。

「副町長」

答弁調整のため、暫時休憩をお願いします。

(議長)

暫時、休憩。

※休憩中

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

「まちづくり推進課長」。

ああ、助役、答えるの。「副町長」。

「副町長」

少し、前回の、最後の全員協議会でも答弁した部分と、少しかぶりますけれども、今日、本会議でございます。改めて申し上げます。

色々と、最初は、倉庫であったものが多目的室に変わった関係で、この多目的室のものが別室として、用途がこういう形で出てきたということで、事業者から、色々と意見を踏まえて、変更はしてきた。まさしく観光振興のために使う。これが、一方、ロビーなのか、そういったところの使い方なのか、色んな、それは用途があるでしょうけども、この多目的室も含めて、簡易宿泊施設の範囲ということで交付するものでございます。まず、一点目はそういうことです。

それから、この4月から10月までのっていう部分は、再三、繰り返しますけども、色んな議員の皆さんだけではなくて、町民の世論等も踏まえた中で、色々のご意見がある中でですね、事業者自らがこの観光シーズンについては、この部屋もすべからく365日、いくらどういう事業者であっても、観光のためだけには使う話ではございませんけども、色々と誤解を解く部分として、4月から10月までは、こういう形で使いたいっていう努力のものをここに示さして頂いたと、こういうことでございますので。仮に、この間に、1日にでも使ったとするならばってことを仮定しますと、それで、交付金の返還の対象になるかっていうことではございません。

いずれにしても、こういった状況の中で、簡易宿泊所をまったくっていうか、辞め、辞めてっていうか、衣替えをするような使われ方もするとするならば、交付金の返還の対象になるでしょうけども、簡易宿泊所であるがゆえに、ある以上、この多目的室がどのような、多少の変更が仮にあるとするならば、事業者から町がきちっと事前協議を申し出てもらうと、こういった状況の中で、事業者の方にこれから話をしながら進めていくと、こういうものでございますので、ご理解をお願いします。

「小野寺議員」

議事進行。

(議長)

はい。議事進行。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

議事進行。

私、江差町補助金等交付規則が上位であるんだと。だから、だから心配ないというかの如く、課長答弁したから、じゃあ、これで担保あるのって、今の副長町のあれだと、結局、全然何もないですよ、何もないんですよ。縛り何もないってことなんですか、結局。

(議長)

そういうことだ。

はい。んと、「薄木議員」。

「小野寺議員」

だって、そうなんです。結局、私、言ったとおりですね。

「副町長」

ちょっと、今、小野寺議員。

(議長)

なんなんだや。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」

あの、補助金の例規というか、法規の関係でございます。各補助金や助成金、色々名称ございますが、それぞれ要綱等、ほとんどもってございます。

江差町補助金等交付規則っていうのがございまして、これはこの要綱の上位にあたる法規、これは改めて言うまでもないんですけども、それで、先程まちづくり推進課長も言ったんですが、要綱の方では、補助金等規則に規定するもの他、必要な事項を定めるといううたい方になっているものでございます。

それで、本題でございますが、その交付金の規則におきまして、補助金の決定の取り消しや、返還、規定されてございます。17条第1項ですとか、そういったところで、補助金を他の用途に使用した場合に、取り消しあるいは18条に決定を取り消した場

合、返還を命ずるといふふうな規定がございますけれども。具体的に目的外に使用にあたるかどうかというのは、具体的な状況が発生しましたら、その時に、町としては判断していくものになるのかなと。今回の場合、簡易宿所、あくまでもそういう形で、補助交付、出して、決定していくってことでございますので、その目的を著しく阻害するとかっていうことでなければ、補助金の返還って形にならないのかなとは思いますが、具体的にそういうケースの時に関係各課、トップも含めて協議して判断していきたいと、そういう格好になるものでございます。

従いまして、縛りと言う部分では、きちんとその補助金交付規則の方で、縛りっていうのはかかっているのではないのかなと、小野寺議員言う、担保のところについてるのかどうか分からないんですが、規則的な縛りはかかっているようなことです。

「小野寺議員」
かかっている。

「財政課長」
かかっております。

「小野寺議員」
言えるんですか。そうやって。

「財政課長」
はい。

「小野寺議員」
言えるんですか。

(議長)
はい。次。

※ざわざわしている。

「小野寺議員」
実際上ないって言ったでしょ副町長。

(議長)
だから、「町長」。

補足説明。補足答弁。

「町 長」

要綱等の。いいんですか。いいんですか、いいんですね。

要綱等の説明、今、財政課長の方からさせて頂きましたけれども、その上で、今回、今、議案を提案をさせて頂いている、2つの議案が可決を頂いた際には、その後、交付決定という手続きあるというのは、今、小野寺議員と議論があったところだというふうに思います。その時点で、様々ご意見が出たことを踏まえてですね、事業者側に、私は基本的には事業者ですし、本業を持ち、地域に根差した経済活動をやっている企業でございますので、基本的には、信頼関係があるというふうに思っておりますけれども、議員がご指摘のようなことが懸念されるということがあればですね。その点については、そのような議論を踏まえてですね、しっかり、この事業をこの計画に則って、推進して欲しい、事業の目的を達成して欲しいと、いうことを私の名前で伝えたいというふうに思いますので、ご理解願えればと思います。

「小野寺議員」

ごめん、議事進行で。

議事進行。

(議長)

議事進行の議事進行。

はい。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

町長、それは、私の言ってることと同じことを言ってるんでしょうか。

(議長)

違うわ。

「小野寺議員」

きちっと、議長、そこをですね。

(議長)

うん。

「小野寺議員」

結局、これ。議員、少なくとも、小野寺は。これ、賛成か反対かの、判断材料なんですよ。つまり、私は最低限、法律に則ってるかは別として、信頼関係、町長のいうとおり、ご存知、まったくそうです。でも、やはり一定程度、きちっとした協定書か確約書か取りましよう、であれば、他の町でもやっていると、そういうことなんですか町長。現時点で、それ、事業所と、それを確認とれたということで宜しいんでしょうか。これからの努力っちゅうんだったら、今日手挙げるんですよ。今日手挙げるのに、これからだって言うんだったら前とまったく同じ。そこ、もう1回お聞きしたい。

(議長)

「町長」。

「町長」

そういう、協定書とか、あるいは確認書を取り交わすという意味ではなくて、こちらから要請としてですね、この事業を行う時に、しっかり、この計画に則って、事業を推進して欲しいということを申し添えるということですので、ご理解願えればと思います。

(議長)

そういうことだ。

「小野寺議員」

はい。いいです。

(議長)

はい。「薄木議員」。

「薄木議員」

去年の11月からこの申請を受けて、これは、10か月もかかっているこの問題。何が問題だかと言うと、始めから、これ葬斎場有りきなんです。それを受けるのに、用途変更して、葬儀場を認めて。そして、今、これで江差町の金を出そうとしてるんです。用途が全然違うんです。これ。始めから。出崎課長、大変苦労してるんです。始めから、町長がこれやるっちゅう方向でいるから、こういう問題になるんです。そうでないですか。出崎課長の顔見たら可哀想でしょう、これだけ答弁に苦労しているのに。全然、あなた方フォローしてないんでないが。

照井町長に聞きますけど。このような、葬儀場の簡易施設するのは全国にいっぱいありますよ。あなた、出張に行った時にそういうとこに泊れますか。

田畑副町長、あなたの家族と旅行に行く時にこういうところを宿泊地にして使えますか。どうなんだ。江差町に怒ってんだこれ。なに一事業に今5,800万も出さなきゃねんだ。それも葬儀場だって。何かお金のない家でもあるまいし、江差町より金持ってたんだお前。そういうとこにね、後から理由を付けて来て、江差町のイベントの全てのものが、この簡易宿泊所で泊れますよって、理由付けただけでないが。始めから葬祭場を出してくれば、否決されるの分かってるから出さなかったんだ。まったくふざけてる。

議長、議運ちょっと開いて、これちょっと問題にして。

(議長)

あの、まず、あの、担当課長、「まちづくり推進課長」。
その次、「助役」。「町長」。

「まちづくり推進課長」

はい。

今般の、花工房さんの事業計画につきましては、5月21日だったかな、議会の全員協議会で、高岡葬祭さんが、簡易宿所の計画をしますと。それは、併用住宅、簡宿、そして、倉庫と、この3つの括りの中で、高岡葬祭という名前で、今、確認申請が出ますという事業が私の方から説明致しました。その後、5月の下旬に、高岡葬祭さんの方からまず、倉庫の用途を変更したいという申し入れがございました。それを踏まえて、6月4日の議会全員協議会で、確か青果卸売市場の協議だったと思いますが、その最後のその他の段階で、町長の方から皆さんの方に、先般の議会全員協議会でご説明した簡宿につきまして、一部、用途の変更などがありますということで、6月定例会の上程については、ちょっと見送りしたいというような報告をさせていただきました。その後、高岡葬祭さんといろいろと話をして詰めて行きながら、江差保健所、あるいは檜山振興局の建設指導課、そういったところを、お互いに、行って来まして、最終的には、多目的室にするという案をそのまま採用すると。7月に入りまして、高岡葬祭という事業主体を花工房に変更するというので、詰めて参りました。8月の23日、そういう中で、皆さんの方に今回のまちづくり推進交付金の性格と旅館業法の中の簡宿という位置付けの中で、まちづくり推進交付金を交付するべく、対象範囲にしてはどうですかという、町長のまずは1回目のご相談がございました。皆さんの色々な意見を踏まえながら、9月4日の日に、花工房さんの方から、多目的室の利用計画について、利用制限を付けて、また新たな提案をして頂いたというところがございます。今般、それを踏まえて、今日、この本会議の方に、補正予算案ということで上程させて頂いたという流れでございますので、意図的に葬儀場を簡宿、多目的室にしたとか、そういったことではないということをまずご理解願いたいと思います。

「副町長」

はい。

(議長)

はい。「副町長」。

「副町長」

私に、客観的な感想を述べるようなご質問もありましたが、その辺はコメント出来る今、状況ではございませんが、いずれにしても、全員協議会をそれなりに経て、そして、上程までいきますという状況で、前回の全員協議会でもお伝え申し上げて、本日を迎える訳でございます、最終的には、それぞれ議員の採決の中で判断して頂けることだろうと、このように思っています。宜しくお願いします。

「薄木議員」

家族で、泊まれるのがって聞いてんだぞ。

(議長)

はい。「町長」。

「町長」

薄木議員からのご指摘、ご質問でございますけれども、当然、このご質問頂く限りにおいてはですね、要綱読んでいらっしゃるって、ご質問して頂いているというふうに認識しております。その中で宿泊施設の定義をしております。江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例の第2条第1号に、2に規定する宿泊施設というところで規定をしております。その意味は、その条例には、宿泊、観光振興に資する宿泊施設という定義があります。我々は、それを判断材料にこの宿泊施設が観光振興に資する施設になるかどうか、というところを判断して、我々は今回この議案を上程させて頂いております。決してですね、我々は目的がその葬斎に使うということが主たる目的ではないという判断をしたからこそ、今日、上程をさせて頂いております。最初から、家族葬であるとか、そういう葬斎に使うというような用途を目的とした申請だったかという、私はそういう話は一切今まで聞いておりません。主たる目的は、観光振興に資する施設にすると、宿泊施設にするというような説明を受けている。それをしっかり守って頂いて、江差の観光振興に資する施設として、運用して頂く。そのことが町の経済に繋がる。そういうふうに判断したから、ご提案をさせて頂いております。ぜひですね、ご理解を頂いて、頂きたいと思っておりますので、宜しくお願いします。

「薄木議員」

「議長」。

(議長)

はい。「薄木議員」。

「薄木議員」

今、町長がねえ、始めっから家族葬のそういうのがないんだということで受けたって話なんだけど。用途変更した時、何故それじゃあ疑問に思わなかったんだ。おかしいんでないあんた方。

それと、さっき質問してるの泊れますかって聞いてるんだよ、2人に。どうなんだそこは。

(議長)

泊れますか。泊れますがって。

「薄木議員」

提案したんだもの、ちゃんと答えればいいんじゃないが。

(議長)

誰。

「薄木議員」

答えれねえってたら、大変だぞ。

(議長)

「副町長」。

「副町長」

高岡葬斎から花工房に事業者が変更したっていうのも、インターネットやなんかで、流した場合にも、そういったところの印象を、ね、もってもらうのを、花工房さんっていうところに変えた理由も全部聞いてございますけども、私が泊れるか、泊れないかという泊れます。はい。

「薄木議員」

うん。泊れるって。

「副町長」

泊れます。簡易宿泊所でございますんで泊れます。

「薄木議員」

葬儀の時だけでねえくて、普段、泊れるんだなお前。

「副町長」

はい。

(議長)

ちょっと、あの、今の薄木議員、立って、もう一回、質問して下さい。

「薄木議員」

一問目で質問してるっしょ議長。

(議長)

はい。「町長」。

「町長」

私からも、泊れるか泊れないかという議論ですけれども、それがこの議案に賛成か反対かの大きな要素なのか、ちょっと疑問に思うところがありますけれども、私は、

「薄木議員」

泊れないもの出したら、反対だべや。

「町長」

えーと、ま、ちょっと、野次。

(議長)

んん、ちょっと。

「町長」

ちょっと、やめてもらいますかね。答弁中。

(議長)

答弁、聞いて下さい。

「町長」

例えばですけれども、色んなホテルなどで冠婚葬祭をやる場面があります。じゃあそういうところで冠婚葬祭をやるからそのホテルに泊まらないかという判断をするかというところ、私はそうではない。色んな冠婚葬祭を行いながら、でも、宿泊する目的のために、価格やあるいは立地や、あるいはサービスやあるいは施設の内容でというところで判断するというところですね、それが比較、どことどこを比べて泊るかという選択の段階にないので、比較対象は出来ないですけども、泊りたいか泊りたくないかというご質問であれば、泊ることに何も私はマイナスの部分はないんじゃないかなというふうに認識しております。

「薄木議員」

はい。

(議長)

はい。「薄木議員」。それ、3回目です。

「薄木議員」

はい。3問目。

(議長)

はい。「薄木議員」

「薄木議員」

私は、反対の立場で言いますから聞いておいて下さい。やはり、町民にもはっきり冬期間以外は仕事はしない。葬儀会場として使わないっちゅう確約書、それが無い限りは賛成しません。

以上です。

(議長)

はい。他に質疑希望、ありませんか。

「室井議員」

「議長」。

(議長)

はい。「室井議員」。

「室井議員」

あのね、質問はあんまり避けたいと思ってたんだけど、私は前向きな姿勢ですよ。余は問題ね、あの多目的ホール、ね、事業者だって嫌でしょう。こんなにね、議会も町民もですね、何か分からないけど、多額な町のね、お金をね、出すね、そういうイメージあると、やる事業者だって、やる気ね、ね、薄れますよ。だからね、これは、誰もね、ね、薄木議員も小野寺議員の話、私、別ですけども。事業者とね、前回の全員協議会で、ね、年5回と言いましたよね、多目的、葬儀、家族葬、やるのそうでなかったですか。私、今日、全員協議会、資料持ってきてませんから、その辺は紳士的にね、ちゃんとね、事業者とね、役場と話しして、ちゃんと今、薄木議員も言ったようにですね、ある程度ね、ちゃんとね、そりゃあ事業者も納得してくれると思いますよ。多目的ホールの部分だけの話ですから。一筆あってもいいんじゃないんですか。何が悪いんですか。そんなことに事業者だって困らないはずですよ。それぐらいのことはきちっとね、やって、お互いに、お金出す方も受ける方もですね、気持ち良くねやれるようにね出来ないんですか。これは、出崎課長答弁でない。課長は苦労してる。ずっと、この時間答弁もういい。副町長、あなた方と、町長だけの話だ。そのぐらいのこと出来ないですか。それが政治家でないんですか。課長に何でもふるな。政治家だと自慢するんだったら、私の言ったぐらいのこと分かりましたと言って政治家だ。答弁願いたい。

(議長)

はい。他に質疑希望、ありませんので、質疑を。

「室井議員」

なに、なに、俺、答弁ねえよ。

(議長)

今、答弁要らねえって言ったんでね。

「室井議員」

要らねえって、言ってねえよ。

(議長)

ああ、そうが。だら「副町長」。

「室井議員」

何言ってるんだ。駄目だよ。ちゃんとしてよ。

(議長)

すまない。

「副町長」

はい。あのですね、本当に事業者も町もそして議会もそういった形で、やっぱり気持ち良く進めたい。それに、あの室井議員の、あの気持ちと何ら変わりません。ただ、この部分で縛りかける、協定書とか確約書なるってものは、この交付金の性格上は縛れるものでないってことも理解して頂きたい。ただ、ここまで事業者が出したんで、先程、町長も、小野寺議員に対する答弁も申し上げましたが、本会議で、こういったご意見も頂いている状況でございますので、担当課長も少し触れましたけども、これから事業者とまた真摯に向き合いながらですね、それに近い形の中での、何らかのこの、町側から発生する、発する書面等ですね、あの確約書とか、協定書とか、縛れるものはないんですけども、それに近いものを含めてですね、事業者と色々と話し合っ、て、気持ちのいい形で、スタート切りたい。こういうふうに思ってます、はい。

(議長)

いいですか。はい。

「西海谷議員」。

「西海谷議員」

1つだけ、確認させていただきます。事業者が、当初より変わったという部分。これ新たな事業者からの申請ということで、まず1つ、確認をさせて下さい。その確認。高岡葬祭所から花工房さんになったということです。改めて。

併せて、この多目的ホール。これについては、色んなことが想像の中で話をされながらきているし、ま、きていたのは別にしても、新たな形で、これ、あくまでも多目的ホールってということで、ま、全員協議会でも確認しましたけれども、事業者のある一定の使い方についての説明というか、そういう形にはなってますけれども。あくまでも、この交付金のいわれる交付されるっていう中では、多目的ホール。いわれる一般的なホテル、もしくは簡易宿泊所、旅館であれば、広間。そういう意味の中で、考えるべきだろうし、ただし、今回については、事業者が自ら多目的ホールの使い方については、特に4月から10月までの間、ある程度、制限の中で使いたいという話できている訳ですから、あくまでも、これ確認ですけれども。そのことはそのこととして、色んな宿泊情

報、上位の法令もあるでしょうけれども、宿泊施設という捉え方の中で、この交付を認めるということの姿勢でございましょうか。確認でございます。

(議長)

はい。「副町長」。

「副町長」

はい。この書類は、花工房さんから出てきた書類でございます。ただし、繰り返しますが、最初のこの倉庫からこの部屋に多目的室に変わってきた部分あるんで、別な形で皆さんの意見があるということで、あえて多目的室というふうに付けて事業者が来たものでございます。今、西海谷議員おっしゃるとおり、広間だったらどう解釈するのかとかとか、色んなこともあるだろうと思えますけども、町とすれば、その部屋も含めて、交付金の対象であると、こういうことで今回上程させて頂いていると。こういうことです。

(議長)

はい。「西海谷議員」。

「西海谷議員」

分かりました。

とすれば、最終的な交付について、先般の全員協議会で論議されましたけども、私的には、これは認めるべきだと、このように思っておるんですけども。事業者があくまでも変わった、代表者は同じ形ですけれども、事業者が変わったっていうことに、特に問題は、町側とすれば、流れとは言いつつ、問題あると言うふうに捉えておりますか。いわゆる、代表者は同じでしょうけれども、今回の場合、事業者が変わった。会社名が変わりましたよ。ということについての問題点っていうのは考えられますか。

(議長)

はい。「副町長」。

「副町長」

すいません。あの、ちょっと、もし、あの答弁のあれが、ずれてましたら教えてください。事業者自らが最初は高岡葬祭でございました。一番最初の、それは、ただこういう動きがあって、こういう形であつてのが、1回目の全員協議会でお知らせした事項です。で、2回目の別な案件の時に、事業者自らがやはり、色々事業者も、町民の方からの声も届いたんでしょう。色々あって、そして、簡易宿泊所に泊める事業者として考

えた時には、高岡葬祭で、やはり与える印象があれだってことで、花工房さんに自らしたいということできたものでございますので、事業者が変わったから交付するんだという意味ではなくて、これの計画そのものの、今上程している内容できてる部分で、簡易宿泊所と認めて交付すると、こういう考えで町が上程するものでございます。はい。

(議長)

はい。「西海谷議員」。

「西海谷議員」

質問になるのか、意見になるのか分かりませんが、ですから、そういう流れで、流れは確かに流れなんでしょうけれども、あくまでも、仕切り直しの中で、事業者が変更され、代表者は同じだろうけれども、いわゆる、イメージアップの中ではね、たまたま会社、別会社ですけれども、そういうイメージアップの中で、町内の方々は、それぞれ、代表者はご存知でしょうけれども。一般的に観光客がネットだとか色んなところの報道の中で、花工房っていうところがやっている簡易宿泊所ですよという中でね、そこが葬祭場なのか葬祭場でないっていうのは、別に毎日これやるって言ってるわけでもないですし、それでね、ここは葬祭場だっていうふうな判断っていう、ある意味、花工房さんというイメージアップの中で、新たな観光誘致、観光客の誘致に繋がるという考え方の中でですね、変更しながらですね、今に至っていると、これについて私はですね、認めるべきだと思いますけれども、いかかでしょうか。

(議長)

暫時休憩、致します。

※休憩中

(議長)

答弁、はい。「副町長」。

「副町長」

はい。町としても西海谷議員が後段述べた考えと同じでございます。そう言ったことで、観光振興に少しでも宿泊客の増に繋がるものということで上程しているものでございます。宜しくお願いします。

(議長)

はい。以上で質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第11号、江差町財政調整基金の処分について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。よって、議案第1号(正:11号)については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第12号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第4号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

これ、今、やったんで、やったどこでねえがや。違うがや。違うが。誰も、手挙げねえで。ほら。

「小野寺議員」

補正予算、補正予算。

(議長)

調整基金。

「小野寺議員」

否決されるよ。否決されるよ。

(議長)

もう一回。ちょっと、休憩。

※休憩中

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

次に議案第12号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第4号)について、原案に賛成の方、挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

議案第12号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第26、議案第10号、工事請負契約の一部を変更についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案10号、工事請負契約の一部変更についてでございます。

令和元年第2回江差町議会定例会において、議案第14号議案として、議会の議決を経た工事請負契約の一部変更をする事案が生じ、議会への再議決が必要となるため、提案するものでございます。

内容と致しましては、江差北中学校外壁のクラック箇所、CON欠損、浮き箇所の、浮き箇所の変更による造構や鉄筋露出箇所の変更などの設計変更に伴う契約金額の変更でございまして、契約金額に59万8,400円を追加し、契約金額を5,543万3,400円とするものでございます。ご審議の上、議決頂きますよう、宜しく願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案10号、工事請負の契約一部を変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第10号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第27、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。任期満了に伴う人権擁護委員候補者に、檜山郡江差町字新栄町100番地(正:10番地)、加賀晋氏、昭和33年10月17日生まれ、60歳を推薦することにつきまして、人権擁護委員法、第6条第3項に規定により、議会の意見を求めるものでございます。ご審議の上、ご推薦頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただ今議題となりました、諮問第1号について、質疑討論を省略し、

直ちに、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり、江差町字新栄町10番地、加賀晋氏、昭和33年10月17日生まれ60歳を、人権擁護委員の候補者として適任である旨の意見を添えて、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、諮問第1号については、原案の通り当選すること決定致しました。

(議長)

日程第28、同意第1号、教育委員会委員の任命についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

同意第1号、教育委員会委員の任命についてでございます。

任期満了に伴う教育委員会委員に、檜山郡江差町字橋本町43番地、高岡広明氏、昭和34年8月19日生まれ、60歳を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるとでございます。ご審議の上、ご同意頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

同意第1号、教育委員会委員の任命について、原案のとおり、江差町字橋本町43番地、高岡広明氏、昭和34年8月19日生まれ60歳を、教育委員会委員として任命することに賛成する方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第1号については、原案のとおり同意することに決定致しました。暫時休憩致します。

※休憩中

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

日程第29、同意第2号、教育委員会教育長の任命についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

同意第2号、教育委員会教育長の任命についてでございます。

任期満了に伴う教育委員会教育長に、檜山郡江差町字豊川町62番地24、太田誠氏、昭和33年8月29日生まれ、61歳を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、ご同意頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

同意第1号(正:第2号)、教育委員会教育長の任命について、原案のとおり、江差町字豊川町6番地24、太田誠氏、昭和33年8月29日生まれ61歳を、教育委員会教育長として任命することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第2号については、原案のとおり同意することに決定致しました。

暫時休憩致します。

※休憩中

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

(議長)

日程30、発議第1号、林業木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める意見書の提出を議題と致します。

お諮りします。

本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第1号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、発議第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次、日程第31、発議第2号、プラゴミ対策を市町村へ押し付けるのをやめ、ごみの出さないシステム確立を求める意見書の提出を議題と致します。

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりで、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第2号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

発議第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第32、発議第3号、マクロ経済スライド廃止で減らない年金の実現を求める意見書の提出を議題と致します。

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第3号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

ちょっと、ちょっと。挙げたり下げたりしないで下さい。

「事務局長」

挙げて下さい。

(議長)

挙げて下さい。

「事務局長」

もう一回、挙げて下さい。

(議長)

もう一回、挙げて下さい。ちょっと大きい声で言えってあんた。

「事務局長」

少数です。

(議長)

発議第3号については、否決されました。

(議長)

日程第33、発議第4号、議員派遣についてを議題と致します。

お諮りします。

本案については、議長を除く、議員全員による発議であります。従いまして、本案については、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第4号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、発議第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第34、発議第5号、自然エネルギーに関する事務調査についてを議題と致します。

お諮りします。

ただ今、議題となりました発議第5号については、会議規則第39条の規定により、所管の総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、本案については、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることに、決定致しました。

(議長)

日程第35、発議第6号、地域防災に関する事務調査についてを議題と致します。

お諮りします。

ただ今、議題となりました発議第6号については、会議規則第39条の規定により、所管の社会文教常任委員会に付託し、閉会中の継続調査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。本案については、社会文教常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

(議長)

日程第36、発議第7号、江差町総合計画等に関する事務調査についてを議題と致します。

お諮りします。

本案については、議長を除く、議員全員による発議であります。従いまして、議長を除く11名の議員を委員として構成する、江差町総合計画等特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続調査とすることとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、本案については、議長を除く11名の議員を議員として、委員として、構成する江差町総合計画特別委員会を設置し、江差町総合計画等に関する事務調査をこれに付託の上、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

(議長)

これで、以上、本定例会に付議された案件は全て議了致しました。

お諮りします。

以上で、本定例会に付議された事件は全て議了致しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

従いまして、本定例会は、本日で閉会することに決定致しました。

これで、会議を閉じます。

令和元年第3回江差町議会定例会を閉会致します。

大変ご苦労さんでした。ご協力ありがとうございます。

17:40

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道檜山郡江差町議会

議 長

署名議員

署名議員